

平成20年度実績評価書要旨

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局指導課

施策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (I-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
施策の概要	国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で生活の質の向上を実現するため、特に、4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病)に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。 さらに、産科・小児科、へき地等における医師不足の問題等多くの問題が指摘されているが、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。))に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。 また、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査する必要がある。 さらに、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立することが重要であることから、患者・国民のニーズに合った医療関連サービスを提供する必要がある。</p> <p>(有効性) 各種国庫補助等により病床不足率の減少、へき地医療拠点病院等や救命救急センター等の数の増加等が図られているところである。今後、医療計画制度を通じた医療機能の分化・連携が推進されることにより、より良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。 ※医療計画制度：各都道府県が定める、医療提供体制の確保を図るための計画</p> <p>(効率性) 医療計画制度の中で都道府県ががんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより医療機能の分化・連携を推進することとしているが、この過程において各種国庫補助等を行うことにより都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っている。</p> <p>(総合的な評価) 医療計画制度を通じ日常医療圏の中で必要な医療を提供する体制の整備が図られるよう取組を進めている。がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院や救命救急センター等の数が増加しているなど、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。 さらに、医療法に基づく立入検査により医療の安全が確保されるとともに、民間事業者のサービスの活用により良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備が進められている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由) 「安心と希望の医療確保ビジョン(平成20年6月)」等に沿って、予算の新規要求拡充要求等を要求中。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率(単位:%) (-)	-	-	-	-	-
2	病院への立入検査における指摘に対する遵守率(単位:%) (-)	96.7	96.7	97.0	97.2	集計中
3	医療関連サービス事業の事業者数(単位:数) (-)	5,759	5,911	6,072	6,230	6,396
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、各都道府県が平成20年度から推進する新たな医療計画を踏まえて評価するため、平成19年度は評価不能。 ・指標2について、医政局指導課が各都道府県等から報告を受けて集計したもの。平成19年度の数値については、現在集計中であり、平成20年12月に公表予定。 ・指標3については、医政局経済課医療関連サービス室調べによる。(医療関連サービス事業の事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計。)						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。」 「ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局医事課

施策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること (1-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること		
施策の概要	国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、看護師等の医療従事者を養成する養成施設等の指定等を行うとともに、女性医師や看護職員の再就業の支援を行うことで、医療従事者の確保を行う。			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) これまでに「医師の需給に関する検討会」や「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」等により推計された医療従事者の需要と供給の見通しでは、現在医療従事者は充足している状況にはなく、今後医療従事者の需要が増加することが示されている。 とりわけ医師数については、現状では総数が不足しているという認識の下で対策を行う必要がある。厚生労働省において本年6月においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」において、医師の需給につき、医師不足の現状にかんがみ、総体として医師養成数の増加及び医師養成環境の整備をはかることとしているが、今後とも着実な実施に努めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 医療従事者の確保を図るために、新たな医療従事者の養成を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。</p> <p>(効率性) 医療従事者の確保の観点から、すでに免許を有しているが就業していない者の復職の支援を行うために、女性医師及び看護職員について再就業の支援を行う施策が実施されており、施策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 医療従事者は毎年着実に増加しているが、今後も適正に医療が供給できるよう医療従事者を確保していく施策を実施していく必要があると考えられる。また、産婦人科、小児科などの診療科を中心に、多くの地域で医師不足問題が深刻になっており、地域に必要な医師を確保することは喫緊の課題である。平成19年度には、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策」や本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、各般の幅広い施策を実施していく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。 </td> </tr> </table>		i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）	(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）				
(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 就業医師数(単位:人) (一)	—	256,668	—	263,540	—
2 就業女性医師数(単位:人) (前回調査時以上)	—	42,040 【108%】	—	45,222 【107.6%】	—
3 女性医師バンクの再就業支援件数 (単位:人) (前年度以上)	—	—	—	84	207 【246.4%】
4 就業看護師数(単位:人) (前年度以上)	772,407 【104%】	797,233 【103.2%】	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	集計中
5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位:人) (前年度以上)	18,945 【99%】	16,830 【88.8%】	16,107 【95.7%】	16,227 【100.7%】	集計中
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月)では、2004年「医師不足量」を9000人としている。 ・ 指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 ・ 指標3は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。 ・ 指標4及び5は、医政局看護課調べによる。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年1月に公表予定。 ・ 指標5には助産師確保総合対策事業が含まれており、また再就職した看護職員数は都道府県のナースセンターからの実績報告書を集計したもの。 <p>【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html</p>					

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成20年7月29日	○ 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会 救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局医事課

施策名	医療従事者の資質の向上を図ること (1-2-2)	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策の概要	医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等医療従事者としての資質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、各種医療従事者に対する各種研修会等を実施している。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 以前の臨床研修では研修科目が不明確であり専門医志向のストレートな研修が中心となっていたことに加え、研修生の身分が不安定という問題点があった。そこで安心・信頼してかかれる医療を確保する観点から、医療従事者の資質の向上は重要であり、医師及び歯科医師について医師免許取得後の臨床研修を必修化した。臨床研修では基本的な診療能力を修得し、医師及び歯科医師としての資質の向上を図っており、毎年およそ7,500名の医師及びおよそ2,300名の歯科医師が臨床研修を新たに受けている。看護師をはじめとする医療従事者についても、卒後も様々な研修の機会等を通じ、資質の向上が行われており、職能団体等においても認定看護師・専門看護師研修及び認定等の取組をはじめ、資質の向上に向けた各般の取組が行われている。</p> <p>(有効性) 診療に従事しようとする医師を対象に、幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることを目指すプログラムによる臨床研修が着実に実施されており、施策目標の達成に向け有効性が高いものと考えられる。</p> <p>(効率性) 臨床研修については、診療に従事しようとする医師を対象として、基本的な診療能力の修得を目的として必修化されたものであり、必修化に当たり基本的な考えとしている医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケア(初期診療)の基本的な診療能力を修得するためにアルバイトせずに研修に専念できる環境が整備された全国の厚生労働省大臣指定の臨床研修指定病院において当該研修を実施しており、施策目標の達成に関し、効率的な取組であると考えられる。</p> <p>(総合的な評価) 臨床研修においては、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることが目指されており、国としても臨床研修の指導体制の充実のための支援等を行っているところであり、多くの研修医が臨床研修の到達目標が達成できたと自己評価しているところである。 臨床研修のほか医療従事者に対する各種研修の着実な実施や、行政処分を受けた医師・歯科医師・看護師・薬剤師に対して再教育研修を義務付けるなどの取組も行っているところであり、医療従事者の資質の向上について着実に取り組まれていると考えられる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 臨床研修をはじめ、医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。臨床研修をはじめ医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。 平成19年度事業については、各病院プログラムの関係上、研修医がへき地での研修を行う機会が予定を下回った点において施策の取り組みが進んでいなかった。 平成20年現在、各地の地方厚生局が臨床研修病院に対する指導を行うなど施策を着実に実施している最中である。平成21年度予算においては、本年6月に厚生労働省において取りまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討中である。 </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	64.4	62.6
				【—】	【97.2%】

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。
- なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成15～17年は未把握。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局研究開発振興課医療機器・情報室

施策名	医療情報化インフラの普及を推進すること (I-3-1)	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策の概要	医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題がある。</p> <p>(有効性) オーダリングシステム等の医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効である。</p> <p>(効率性) 医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保など、それらの課題解決に資する施策に取り組んでいるところである。</p> <p>(総合的な評価) 医療分野のIT化については、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化など各種標準化等の施策により推進を図っている。今後も引き続きそれらに取り組むこととしているが、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、2007年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系(医療機関自らが評価の際に用いる指標)を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (i) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) </div> <p>(理由) 施策目標に係る指標自体については現下数値を取ることができないものの、参考指標としているオーダリングシステムの普及率(一般病院400床以上)では平成17年10月時点で72.9%(平成14年10月時点では56.9%)と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思慮される。今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、より充実した取組を進めることとしている。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	オーダーリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)	-	-	72.9	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・ 参考指標1は医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による(平成14年度は56.9%)。次回調査は平成20年度予定。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	IT新改革戦略 (IT戦略本部)	平成18年1月	
	重点計画2007 (IT戦略本部)	平成19年7月	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部署名：医政局総務課

<p>施策名</p>	<p>総合的な医療安全確保対策の推進を図ること (1-3-2)</p>	<p style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供に寄与することを目的とする。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) わが国におけるこれまでの医療安全対策は、平成14年4月に医療安全対策検討会議において、今後の医療安全対策の基本的方向性等について取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月に出された「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、関係者、関係機関、関係団体、地方自治体、国により、それぞれの役割に応じた取組が進められ、様々な施策の推進が図られてきた。 しかしながら、こうした関係者の努力にもかかわらず、十分な医療安全体制が確立されなかったことから、医療の安全と信頼を高めるために一層の取組が求められ、より一層の医療安全対策の推進を図ることが必要となった。 このため医療安全対策検討会議において、これまでの「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも「医療の質の向上」という観点を一層重視し、これまでの「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について提言した「今後の医療安全対策について」が平成17年6月に取りまとめられた。 以降この報告書に基づき、各般の施策を実施するとともに、平成18年の医療法改正においては、中立的な立場で患者・家族等と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援する医療安全支援センターの制度化や医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、すべての医療機関に対して医療安全の確保の義務付けなど、その充実強化を図ってきたところである。 近年、医療紛争が増加の傾向にあるが、医療紛争はその解決に長時間を要することから、患者遺族、医療機関の双方に大きな負担となっている。 また、医師が異状死を警察へ届けなかったことを理由に医師法第21条違反で逮捕される事件が発生し、届出の在り方の見直しが医療関係者から求められている。 このような状況を踏まえ、医療事故死等の原因を究明するための調査を適確に行わせるため、公正かつ中立な第三者機関(医療安全調査委員会)を設け、医療事故の防止を図り、もって医療の安全の確保に資する必要がある。また、このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復にもつながるとともに、医師等が萎縮することなく医療を行える環境整備に資するものと考えられるため、現在、早急に取り組むべき課題となっている。 さらに、分娩時の医療事故では、過失の判断の有無が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると考えられることから、産科医療における無過失補償制度について、平成18年11月に与党において枠組みが取りまとめられた。この枠組みを踏まえた産科医療補償制度の早期実現についても、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性) 医療の安全の確保の観点から、現在、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」について、具体的な施策を総合的に講じているところであり、参考指標においても、より充実した医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、施策目標の達成に向けて有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性) 「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)においては、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」の3本柱を重点事項として、それぞれの項目ごとに将来像のイメージと、その実現に向けて、早急に対応すべき課題と施策が掲げられており、この報告書に基づき、各般の施策を総合的に講じることが、施策目標の達成に向けた効率的な取組であると考えられる。</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

(総合的な評価)

医療の安全の確保の観点から、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、各般の施策の総合的な取組を推進してきているところであり、大きくは平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に安全管理体制が義務付けられ、参考指標においても、より充実した安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、医療従事者の医療安全に関する意識の向上や医療機関としての組織的な取組が図られていると評価することができる。

医療の安全と両輪をなすべき医療の質の向上を実現していくためには、医療機関、医療従事者による取組だけでなく、患者、国民の医療への主体的参加を促進することが重要であり、その啓発活動の一環として開催している医療安全に関するワークショップやシンポジウムにおいては、指標1のとおり参加者も増加傾向にあり、患者、国民が医療の安全に関しての関心が高まってきていると考えられる。また、地域の患者、住民からの医療に関する相談への対応など、患者等の医療への参加を総合的に支援する医療安全支援センターの設置について、平成18年の医療法改正における制度化を契機に各都道府県等において、着実に進められ、大幅に増加してきている(個別目標3「参考指標」参照)ことから、患者、国民の医療への主体的参加の促進につながっているものと評価することができる。

さらに、医療の安全性を向上させていくためには、医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みが必要であり、このような新たな仕組みの構築に向けた取組を精力的に行っており、また、産科医療補償制度についても、着実に取組が進められ、平成21年1月より運用が開始される予定であることから、新しい仕組みの構築に向けて、着実に進展していると評価することができる。

以上のように、医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されており、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価することができる。

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - 見直しを行わず引き続き実施
 - 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

平成20年度予算については、医師確保対策として、「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日政府・与党)において、産科補償制度の早期実現、診療行為に係る死因究明制度の構築(医療事故調査会)など、医療リスクに対する支援体制を整備することが盛り込まれ、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)においては、「緊急医師確保対策について」に基づき、医療リスクに対する支援体制の整備など、医師確保のための緊急対策に取り組むこととされたことも踏まえ、医療リスクに対する支援体制の整備の一環として、産科医療補償制度創設後における一定の支援、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな仕組みの構築に向けて、診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等を図った。

また、平成20年度組織・定員については、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制の強化として、増員を図ったところである。

平成21年度概算要求については、医療リスクにかかる支援体制の整備の一環として、新たに医療紛争の早期解決に向けた取組として、裁判外紛争解決(ADR)制度の活用を推進するとともに、引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等や産科医療補償制度の運営組織に対し支援するための予算を要求する予定である。

また、平成21年度組織・定員要求については、平成20年度に引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制を強化として、増員を要求する予定である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 医療安全に関するワークショップの参加人数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	3,131 【79.0%】	3,413 【109.0%】	4,024 【117.9%】	3,691 【91.7%】	5,179 【140.2%】

(調査名・資料出所、備考)

・指標1については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。

参考指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1 医療安全対策加算届出医療機関数 (単位:施設数)	-	-	-	1,080	1,409
2 医療安全対策加算届出医療機関の 病床数(単位:床)	-	-	-	423,249	505,528

(調査名・資料出所、備考)

・指標1～2は、保険局医療課の調べによる。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うものである。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せて、医師が安心して医療に取り組めるようにします。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

施策名	感染症の発生・まん延の防止を図ること (I-5-1)	政策体系上の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
施策の概要	<p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。 このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。 感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症法に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。 病原体等所持者からの許可及び届出の受付等については、平成19年6月1日の省令施行後の許可申請及び所持の届出に対応するため、受付事務及び検査等についての適正な執行体制を確保する必要がある。</p> <p>予防接種の実施の推進については、法律において、市町村への実施の義務、被接種者(保護者)の受ける義務が定められ、現状では、概ね適正に行われていることにより、高い接種率が確保されている。 また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、いまだ国内最大の感染症として国民全体の健康課題となっている。</p> <p>(有効性) 結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。 病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。 また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。 肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備を進めることで、肝炎患者の早期発見・早期治療を行うことが可能となる。</p> <p>(効率性) 結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。 病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。 また、予防接種率の向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。 肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備等の肝炎対策の推進は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>(総合的な評価) 結核の罹患者率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づく積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患者を減少できるものと考えることができ、評価できる。 病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。 感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確認するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。 また、肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、検査体制のさらなる充実が必要である。特に平成20年1月からは、肝炎ウイルス検査をより一層推進するため、これまでの保健所での無料検査に加えて、都道府県等が委託した医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行った。また、平成20年度からは、B型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成制度の創設や研究の推進等を柱とする新しい肝炎総合対策を開始したところであり、今後とも、肝炎対策のより一層の推進が求められる。 近年、その発生が危惧されている新型インフルエンザに対応するため、感染症法及び検査法を改正(平成20年5月2日公布、5月12日施行)し、その対策を進めているところである。</p>	

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
 ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 (○) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 (□) 見直しを行わず引き続き実施
 (△) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
 (理由)
 感染症対策の充実については、現在重篤な感染症の蔓延を防ぐためには、動向調査や医療機関の充足は必要であり、個別目標に向け、現在の取組を引き続き、続けて行くことが重要なため。また、予防接種率もおおむね、目標を達成しているが、感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。肝炎対策についても、肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しているところであり、肝炎対策のさらなる推進に向けて、引き続き現在の取組を続けていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1 結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度)	24.8	23.3	22.2	20.6	集計中	
2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)					100.0 [111.1%]	
3 予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度)	ポリオ	98.4	94.6	95.4	集計中	集計中
	麻疹	102.4	93.7	97.8	集計中	集計中
	風疹	100.3	98.1	143.6	集計中	集計中
4 保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	4,940 [117.0 %]	11,773 [238.3%]	7,041 [59.8%]	36,480 [518.1%]	集計中	集計中

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、「結核の統計2007」((財)結核予防会調べ)によるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月に確定値等公表予定である。
 ・指標2は、結核感染症課調べである。なお、平成19年6月から実施されたものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。
 ・指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度分は、平成20年9月公表予定であり、平成19年度分は平成21年9月公表予定である。
 ※予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。
 ・指標4は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「医療費助成や無料検診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	・「(難病対策や)肝炎対策を一層推進する。」 ・「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

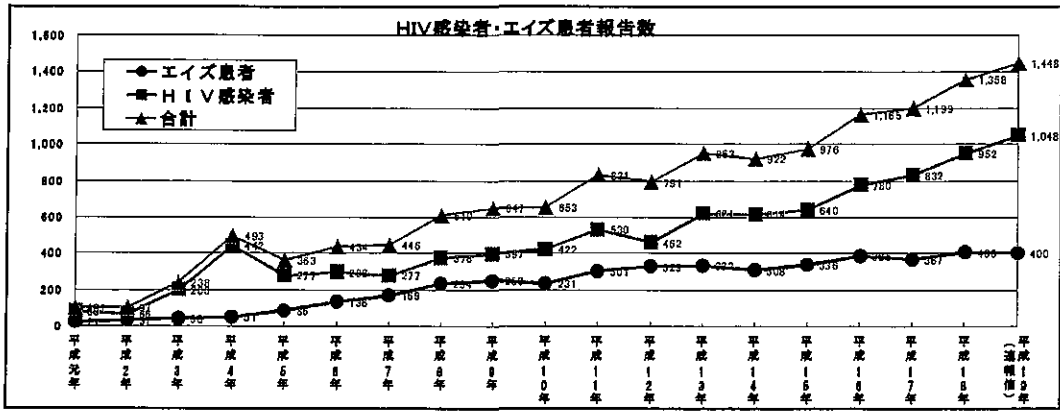
担当部局名：健康局

<p>施策名</p>	<p>治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること (1-5-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>健康を脅かす特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるため、希少性があり、原因不明で効果的な治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について、調査研究の推進や医療の確保等を図る。 また、特殊の疾病等の対策として、ハンセン病療養所の運営や、ハンセン病療養所退所者・非入所者等に対する生活支援、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等のハンセン病対策とともに、HIV・エイズに関する普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進する。</p>	

【評価結果の概要】
(現状分析(施策の必要性))
<難病対策について>
難病対策については、厚生省(当時)が難病プロジェクトチームを設置し、難病対策の考え方、対策項目などについて検討を行った結果、昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、「①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と整理されている。
この要綱を踏まえ、「①調査研究の推進、②医療施設の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進」の5本の柱に基づき、症例数が少なく原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期に渡る疾病を研究する難治性疾患克服研究事業及び難病患者の医療費の助成制度である特定疾患治療研究事業など、各種の施策を推進している。
なお、特定疾患治療研究事業の受給者証件数は、昭和63年度169,906件、平成10年423,124件、平成17年度565,848件と年々増加している状況にあり、引き続き、難病対策の充実・強化が必要である。

<ハンセン病対策について>
ハンセン病対策については、平成8年4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、これまでのいわゆる隔離政策が改正された。また、平成10年に提起された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」について、平成13年5月の熊本地裁判決を踏まえ、内閣として控訴しないことを決定した。
これを受けて、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、議員立法により「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立(平成13年6月公布・施行)した。また、これと平行して、原告と和解協議を行い、基本合意書に調印し、漸次和解が成立中である。
ハンセン病患者・元患者への恒久対策については、厚生労働副大臣を座長とする「ハンセン病問題対策協議議会」において、患者・元患者の代表らと検討を重ね、合意された事項について、①謝罪・名誉回復措置、②在園保障、③社会復帰・社会生活支援、を柱として実施している。
しかし、療養所入所者の社会復帰は、高齢化や社会に今なお偏見・差別が残っていることなどから困難となっており、引き続き、対策が必要となっている。

<エイズ対策について>
エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」第11条第1項の規定に基づき作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(「エイズ予防指針」(平成11年厚生省告示217号))により、予防と医療にかかる総合的施策を患者の人権に配慮しつつ推進してきた。
エイズ/HIV感染の動向を見ると、平成19年の新規HIV感染者・エイズ患者報告数(速報値)の合計が過去最高の数となっており、増加傾向が続いている。近年では地域的、年齢的にも広がりを見せており、依然として予断を許さない状況である。



施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(有効性)

- 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数が、最近5カ年で2倍以上に増加しているが、このホームページには、診断・治療指針等を掲載し、患者から医療関係者まで、幅広く情報を入手できるものであることから、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。また、これにより、国民の受診機会の増加、また、治療研究の促進に繋がっているものと評価できる。
- 2 ハンセン病資料館の入館者数については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、休館前と比べて大幅に入館者が増え、多くの国民に情報提供を行うことができ、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。
- 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数については、年々検査件数が増えており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、有効に進んでいるものと認められる。

(効率性)

- 1 難病情報センターのホームページアクセス件数は5年間で2倍以上増えており、難病に対する一般的な情報の他、医療従事者に向けた診断・治療指針も掲載しており、難病に関する情報を一元的に閲覧できるものと考えている。これらの情報を掲載することで、ホームページにより、難病に関する適切な情報提供が有効かつ効率的に行われているものと認められる。
- 2 ハンセン病資料館の入館者数が大幅に増えていることなどから、ハンセン病の正しい知識についての普及啓発が効率的に進んでいるものと評価できる。
- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加(参考指標:「保健所等におけるHIV/エイズに関する相談件数」参照)しており、効率的に普及啓発が行われたものと評価できる。

(総合的な評価)

- 1 難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は、難病情報センターホームページのアクセス件数の増加などに見られるように、有効かつ効果的に行われている。また、国民への情報提供により、国民の受診機会の増加や治療研究の促進に繋がっており、難病対策の推進が図られているものと評価できる。
今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。
- 2 ハンセン病対策の推進については、指標については、拡張工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点として多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取り組みが行われていると評価できる。
この他、中学生向けパンフレットの配布事業やシンポジウムの開催等が着実に実施されており、今後も患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。
- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加しており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、成果が認められる。
今後とも、より一層、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。

(評価結果の分類)

<ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 <input checked="" type="checkbox"/> (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
<p>(理由)</p> <p>難病対策については、平成20年度において、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、難病患者の実態を踏まえ、引き続き平成21年度要求においても難病対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。</p> <p>なお、難病情報センターについては、難病に関する医療従事者からの相談に対応するために必要な提供情報蓄積及び情報処理能力の向上に資するため、サーバーの増設を行う予定である。また、特定疾患治療研究事業については、受給者の増及び新規疾患追加により、拡充要求を行うこととしている。さらに、難治性疾患克服研究事業については、「5つの安心プラン」において、難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充することとしている。</p> <p>また、HIV/エイズに係る普及啓発については、平成19年度事業において財政的な制約から申請額を減少させる自治体が増えたことから、各都道府県等での取組が進んでいない状況である。このことを踏まえ、平成20年度においては、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、新規患者・感染者の報告数が増加していることを踏まえ、引き続き平成21年度要求においてもエイズ対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度)	7,848 【129.2%】	10,192 【129.9%】	13,336 【130.8%】	17,385 【130.4%】	17,358 【99.8%】
2 ハンセン病資料館の入館者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)	13,164 【91.3%】	12,583 【96.6%】	5,190 【-%】	- 【-%】	21,120 【-%】
3 保健所等におけるHIV抗体検査件数(単位:件) (前年以上/毎年)	75,539 【122.5%】	89,004 【117.8%】	100,287 【112.7%】	116,550 【116.2%】	153,816 【132.0%】
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 各指標は、健康局疾病対策課の調べによる。 指標1及び2の各年度の数値は年度末時点であり、指標3の各年の数値は年末時点である。 なお、指標2については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館(平成17年9月から平成19年3月末まで)により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。 					
【参考】難病情報センターHP http://www.nanbvou.or.jp エイズ予防情報ネットHP http://api-net.ifap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	難病対策(や肝炎対策)を一層推進する。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

<p>施策名</p>	<p>適正な移植医療を推進すること (1-5-3)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標5-3 適正な移植医療を推進すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>適正な移植医療（臓器移植、骨髄移植、さい帯血移植等）の推進を図るため、あっせん機関の体制整備や移植医療に関する知識の普及啓発等を行う。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>移植医療については、「臓器移植」と「造血幹細胞移植（骨髄移植及びさい帯血移植）」があり、それぞれについて移植対策の推進に取り組んでいる。</p> <p><臓器移植対策></p> <p>臓器移植対策については、平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」に基づき実施される臓器移植において、脳死判定や臓器あっせんの適正を確保するため、あっせん機関の体制整備や運営、臓器移植関係者の研修にかかる費用の補助等を実施している。「臓器」とは心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球のことをいい、そのうち眼球を除くすべての臓器については（社）日本臓器移植ネットワークがあっせん業務や普及啓発事業等を行っている。</p> <p>臓器移植法に基づく脳死した者からの臓器提供は、法施行以降全国で66例（平成20年3月31日現在）行われており、18年度は9例、19年度は13例となっている。</p> <p>また、心臓が停止した死後を含む死体からの臓器移植件数は、18年度は1,726件、19年度は1,786件となっている。一方で、（社）日本臓器移植ネットワークに登録して移植を待っている人は約1万2千人いる。</p> <p><造血幹細胞移植対策></p> <p>造血幹細胞移植対策については、白血病等の血液難病の治療法として実施されている骨髄移植やさい帯血移植について、公的なバンクの体制整備や運営にかかる費用の補助等を行うことにより実施している。骨髄移植については、非血縁者間の骨髄移植を実施する公的なバンクである骨髄バンク事業を、平成3年に設けられた（財）骨髄移植推進財団が、厚生労働省の主導の下、検査等に関して日本赤十字社の協力を得つつ運営・実施しているところ。また、さい帯血移植については、現在11のバンクがさい帯血バンク事業を行うとともに、共同事業を行う公的団体として平成11年に日本さい帯血バンクネットワークが設立され、事業を実施しているところ。</p> <p>骨髄移植の実施数は18年度が963件、19年度が1,027件、さい帯血移植の実施数は18年度が728件、19年度が762件となる等、着実に増加している。</p> <p>しかしながら、これらの移植医療を必要とするたくさんの患者が移植を待っており、さらなる周知啓発等により一人でも多くの方が移植を受けられるようにすることが必要である。</p> <p>【参考】（社）日本臓器移植ネットワーク http://www.jotnw.or.jp/ （財）骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/ 日本さい帯血バンクネットワーク http://www.j-cord.gr.jp/index.jsp</p> <p>(有効性)</p> <p>1 臓器移植については、「臓器の移植に関する法律」に基づく臓器提供の要件として、死亡した者が生前に臓器を提供する意思を書面により表示していることが定められており、この書面による意思表示が容易になされるよう、従来より臓器提供意思表示カード及び運転免許証や医療保険の被保険者証等個人が携帯するものに貼付する臓器提供意思表示シール等を配布し意思表示の推進を図っている。また、臓器提供の意思表示については、15歳以上の者の意思表示が有効になることから全国の中学3年生全員等に対し移植医療に関する知識等の普及のためパンフレットを作成し配布しているところである。そのような中、平成19年3月に供用を開始した臓器提供意思登録システムでは、登録者数が18年度が4,929人、19年度が14,044人となっており、普及啓発が有効に行われていると評価できる。</p> <p>2 造血幹細胞移植については、骨髄バンク事業における骨髄移植ドナー登録者数は、年々増加し、平成20年1月には目標としていた30万人に到達しており、このこともあって移植率は43.5%（事業開始からの累計）と上昇し、平成19年度における移植実施数は1,027件と増加していることから、関係機関等による国民への骨髄のあっせんが有効に行われていると評価できる。（実績評価書の「参考指標」参照） また、平成19年度における非血縁者間骨髄移植の実施件数は、1,027件、さい帯血移植の実施件数が762件といずれも過去最高の件数に到達した。</p> <p>(効率性)</p> <p>1 臓器提供意思登録を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード」を入手して記入する方法に加え、パソコン及び携帯電話から行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、効率的に意思登録及び意思表示を推進していると評価できる。</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

2 造血幹細胞移植について、骨髄移植は、(財)骨髄移植推進財団、日本赤十字社、ボランティア団体等の関係機関が協力して普及啓発活動を進めるとともに、公共広告機構の協力により、テレビCM等で多くの人にドナー登録を呼びかけるなどの取組が実施されており、平成20年1月には、ドナー登録者数が30万人に到達したことから、効率的な普及啓発が行われたものと評価できる。
また、さい帯血移植については、より多くの造血幹細胞が含まれるさい帯血の確保に向け、日本さい帯血バンクネットワークを通じた全国的な普及啓発活動に加え、提供産科施設における妊産婦への普及啓発などの取組が実施されている。移植件数についても、平成19年度は過去最高の移植件数に到達しており、効率的な普及啓発が行われたものと評価できる。

(総合的な評価)

1 臓器移植については、国民一般への普及啓発として、臓器提供意思表示カード及びシールの配布等による臓器提供の意思表示の推進や中学3年生全員等にパンフレットを配布し移植医療に関する知識等の普及に努めるとともに、毎年10月を臓器移植推進月間とし、臓器移植推進国民大会を開催している。また、臓器提供意思登録システムの導入により臓器提供意思登録も伸びており、普及啓発が進んでいる。さらに、医療機関での脳死判定や臓器提供の実施が促進されるよう都道府県コーディネーターや(社)日本臓器移植ネットワークによる働きかけを行うとともに、平成18年の診療報酬改定で心臓、肺、肝臓、膵臓等ほとんどの臓器の死体からの摘出・移植等について保険適用となるなど、適正な移植医療の推進に取り組んでいる。以上により、脳死下の臓器提供数が19年度は13人と増加し、死体からの臓器移植数も19年度は1,786件と増加するなど、臓器移植対策等の推進が図られていると評価できる。

しかしながら、現状分析の欄にあるように移植を待っている人に比べて提供数が少ない状況となっている中、平成18年11月に行われた世論調査によると、脳死判定後の臓器提供希望者が41.6%ある一方で臓器提供意思表示カードの所持率は7.9%と低い水準となっており、移植医療に関する必要な情報の提供など、引き続き適正な移植医療の推進に取り組んでいく必要がある。

2 造血幹細胞移植について、骨髄移植は、骨髄移植ドナー登録者数が平成10年より目標としていた30万人(移植希望患者の9割に白血球の型が適合するドナー候補者が見つかる見込まれる人数)に到達したことから、有効かつ効果的な普及啓発が行われていると評価できる。

しかしながら、骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は、93.5%(平成19年実績 国内患者に限る)であるのに対して、移植率は、43.5%(平成19年までの実績 国内患者に限る)にとどまっており、今後は一人でも多くの患者が骨髄移植を受けることができるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者のリテンション対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。

また、さい帯血移植においては、患者の体重に応じた細胞数が必要とされていることから、成人に対してもより移植に適したさい帯血を供給することができるよう、細胞数の多いさい帯血を保存していくための取組を実施しているところであるが、今後も分析と評価を行いながら、より移植に適したさい帯血の確保に努めていく必要がある。

今後も引き続き普及啓発活動を推進し、国民の移植医療に対する信頼の確保と移植医療の普及に努めることが必要である。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由) 臓器移植対策については、臓器提供や臓器移植の件数が増加に向けて進展しており、現在の取組を続けて行くことが重要なため。 また、造血幹細胞移植対策についても、広く移植の機会を確保できるよう、公的バンク(骨髄バンク、さい帯血バンク)を介して、非血縁者間における骨髄移植及びさい帯血移植を実施しており、いずれも移植件数が増加しているが、移植成立率の向上などさらなる推進に向けて、現在の取組を続けていくため。	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 臓器提供意思登録システム登録者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	— [—%]	— [—%]	— [—%]	4,929 [—%]	14,044 [284.9%]
2 非血縁者間骨髄移植実施数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	737 [99.7%]	851 [115.5%]	908 [106.7%]	963 [106.1%]	1,027 [106.6%]
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に供用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 ・ 指標2は(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 ・ 各年度の数値は年度末時点である。					
【参考】(社)日本臓器移植ネットワーク(臓器提供意思登録システム) https://www2.iotmv.or.jp/ (財)骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/about_us/genkyou/files/bank_genjou.pdf					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

施策名	原子爆弾被爆者等を援護すること (I-5-4)		政策体系上の位置付け																															
			基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること																															
施策の概要	被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けた者）等に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、医療費、手当の支給や健康診断等を行っている。																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 原爆被爆者対策については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の前文のとおり、「国の責任」において実施することとされている。被爆者の平均年齢が75歳を超えた現在、健康状態に応じて支給される各種手当及び福祉サービス等に対する個々の被爆者の需用はますます増大しており、健康診断等を通じ、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見、治療を行う必要がある。 (有効性) 被爆者の援護に関しては、健康診断の実施、医療の給付を実施しており、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、被爆者の疾病の早期発見・早期治療が可能となる。また、疾病後や被爆者の高齢化に対する援護施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、被爆者等の援護が有効に行われていると評価できる。 (効率性) 被爆者に対する健康診断や医療費の支給等は、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段といえる。 (総合的な評価) 平成19年度の被爆者健康診断受診率は77.0%となっている。受診率をみると高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており減少傾向にはあるが、過去5年間の実績平均をみても、被爆者健康診断の受診率は79.5%となっており、被爆者の援護のために適切な施策が行われていると考えられる。 また、疾病後や被爆者の高齢化に対する施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、今後も引き続き総合的な施策を推進していくことが必要と考える。																																	
	【評価結果の分類】 i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） ④ 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 ① 見直しを行わず引き続き実施 ② 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 決算額においては不用が出ているが、20年度より原爆症認定について新しい審査の方針にもとづき審査をおこない、認定被爆者の増大も見込まれることから引き続き認定状況等の様子を見ながら予算要求に反映させていく。																																	
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="7">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)</td> <td>82.4 【—】</td> <td>79.4 【—】</td> <td>80.0 【—】</td> <td>78.5 【—】</td> <td>77.0 【—】</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は健康局総務課調査による。 ・被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。</td> </tr> </table>							施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)								H15	H16	H17	H18	H19		1 被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)	82.4 【—】	79.4 【—】	80.0 【—】	78.5 【—】	77.0 【—】		(調査名・資料出所、備考) ・指標1は健康局総務課調査による。 ・被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。						
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																		
	H15	H16	H17	H18	H19																													
1 被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)	82.4 【—】	79.4 【—】	80.0 【—】	78.5 【—】	77.0 【—】																													
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は健康局総務課調査による。 ・被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008	年月日 平成20年6月27日	記載事項(抜粋) 原爆被爆者対策を総合的に推進する。																															

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医薬食品局審査管理課、医療機器審査管理室

		政策体系上の位置付け																															
施策名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること (I-6-1)	基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること																															
施策の概要	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供することが、国民の保健衛生の向上に極めて重要であることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が必要な審査業務を迅速に行い、厚生労働大臣が承認を行う。																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析 (施策の必要性)) 医療技術・科学技術等が日進月歩の進歩を遂げている中、海外の医療現場で利用されている医薬品・医療機器が国内では速やかに利用できないといった声もあり、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に国民へ提供していくことが求められている。 そのような中、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月策定、平成20年5月改定）に基づき、承認審査の迅速化・質の向上に関する取組を進めており、「ドラッグ・ラグ」及び「デバイス・ラグ」（※）の解消に向け、各種施策を実施している。</p> <p>※ 「ドラッグ・ラグ（デバイス・ラグ）」とは、欧米で承認されている医薬品（医療機器）が我が国では未承認であって国民に提供されない状態である。現在、厚生労働省としては、新医薬品については上市までの期間を2.5年短縮することを目標としている。なお、新医療機器については現在実態を精査中である。</p> <p>(有効性) 平成19年度から3年間で機構における新薬審査の審査人員を倍増（236人増員）することとし、医療機器の審査人員についても計画的に審査人員の増員を図ってきたところである。平成19年度においては、審査事務処理期間内に処理した割合は、新医薬品については60.3%、新医療機器については82.6%であり、それぞれの目標である70%、90%を達成できなかったが、これは、機構発足以前に申請されたいわゆる滞貨分（以下同じ。）等を重点的に処理した影響によるものである。一方、新医薬品及び新医療機器の承認審査の処理件数は平成17年度から平成19年度まで着実に増加しており、承認審査を迅速に行うという目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(効率性) 新医薬品・医療機器とも、承認審査前に通常行われる企業と機構との間での相談（治験相談等）の拡充に努めており、審査過程において科学的に議論のポイントとなる点を事前に洗い出すなど、治験相談等を通じた承認審査の効率化に努めている。 また、審査担当職員の研修プログラムの充実・強化、各種ガイドラインの作成、審査基準の明確化などを通じて、承認審査を効率的に迅速化していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 以上のことから、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供するための施策を、効果的かつ効率的に実施していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <table border="1"> <tr> <td>i</td> <td>施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>㊦</td> <td>見直しを行わず引き続き実施</td> </tr> <tr> <td>㊧</td> <td>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td>日中韓治験調査対策事業費を厚生労働科学研究費において実施するなどしたため、施策全体の予算規模を前年度より縮小する。 承認審査の迅速化に向けた新規事業を要求するほか、機構・定員要求に関しては、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしていることから、引き続き、増員を実施するとともに、医療機器の承認審査については、一層の迅速化が求められており、経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日、閣議決定）においても、本年秋中に審査体制の拡充を始めとする医療機器の審査迅速化アクションプログラムを策定することが求められているため。</td> </tr> </table>					i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）	①	施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	㊦	見直しを行わず引き続き実施	㊧	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）	(理由)	日中韓治験調査対策事業費を厚生労働科学研究費において実施するなどしたため、施策全体の予算規模を前年度より縮小する。 承認審査の迅速化に向けた新規事業を要求するほか、機構・定員要求に関しては、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしていることから、引き続き、増員を実施するとともに、医療機器の承認審査については、一層の迅速化が求められており、経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日、閣議決定）においても、本年秋中に審査体制の拡充を始めとする医療機器の審査迅速化アクションプログラムを策定することが求められているため。														
	i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）																															
ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）																																
①	施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討																																
㊦	見直しを行わず引き続き実施																																
㊧	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討																																
iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）																																
(理由)	日中韓治験調査対策事業費を厚生労働科学研究費において実施するなどしたため、施策全体の予算規模を前年度より縮小する。 承認審査の迅速化に向けた新規事業を要求するほか、機構・定員要求に関しては、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしていることから、引き続き、増員を実施するとともに、医療機器の承認審査については、一層の迅速化が求められており、経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日、閣議決定）においても、本年秋中に審査体制の拡充を始めとする医療機器の審査迅速化アクションプログラムを策定することが求められているため。																																
<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合（単位：％） （70％以上/平成19年度、80％以上/平成20年度）</td> <td>-</td> <td>65.3 (49件中32件)</td> <td>83.3 (24件中20件)</td> <td>59.2 (49件中29件)</td> <td>60.3 (73件中44件)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>【119.0%】</td> <td>【84.6%】</td> <td>【86.1%】</td> </tr> </tbody> </table>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19	※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）							1	新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合（単位：％） （70％以上/平成19年度、80％以上/平成20年度）	-	65.3 (49件中32件)	83.3 (24件中20件)	59.2 (49件中29件)	60.3 (73件中44件)			-	-	【119.0%】	【84.6%】	【86.1%】
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19																											
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）																																	
1	新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合（単位：％） （70％以上/平成19年度、80％以上/平成20年度）	-	65.3 (49件中32件)	83.3 (24件中20件)	59.2 (49件中29件)	60.3 (73件中44件)																											
		-	-	【119.0%】	【84.6%】	【86.1%】																											

2	新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(単位:%) (90%以上/平成20年度まで毎年度)	-	50.0 (8件中4件)	100.0 (5件中5件)	100.0 (15件中15件)	82.6 (23件中19件)
		-	-	【125.0%】	【125.0%】	【91.8%】

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1及び2は、機構調べであり、平成16年度については、機構の中期計画(※)の目標の対象外である平成16年3月以前の申請分も含んだ数値である。

※ 機構中期計画(抜粋)
 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。
 ○ 新医薬品については、中期目標期間(平成16～20年度)中を通じて、審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成することを確保するとともに、中期目標期間終了時には80%について達成する。
 ○ 新医療機器については、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては80%、平成19年度及び20年度においては90%について達成する。

【参考】機構ホームページ(運営評議会資料「平成19事業年度業務報告(案)概要」)
<http://www.pmda.go.jp/guide/hyougikai/20/h200620gijishidai/fife/h200620shiryoy1-1.pdf>

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について	平成18年12月25日	「このような機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するためには、審査手続の透明性・効率性の向上とともに質の高い人員を増やす必要があると考えられる。そのために、機構は人員の拡大(審査人員をおおむね3年間で倍増)、治験着手から新薬承認までの期間短縮や、人材の育成を図るための工程表を示すべきである。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図るべきである。」等上記提言を踏まえ、現在審査人員の増員等に取り組んでいる。
	革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略	平成19年4月26日策定、平成20年5月23日一部改定	現在各種施策に取り組んでいる。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	・「医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する」 ・「『革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略』(平成19年4月26日)に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う」

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名: 医薬食品局監視指導・麻薬対策課、安全対策課、医薬品副作用被害対策室

評価実施時期: 平成20年8月

<p>施策名</p>	<p>医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること。</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>医薬品等の品質の確保の徹底を図るため、立入検査、不良品の回収等を行う。また、医薬品等の安全対策を推進するため、ホームページにおいて広く国民、医薬関係者等へ情報提供等を行う。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 近年、医療技術の進歩等に伴い、生命工学等の様々な科学技術を利用した医薬品、医療機器等が開発され、より効果の強い医薬品や、より精密な医療機器等、市場に流通する製品も多様化、高度化していることから、製造段階や流通段階における医薬品等の品質の確保は以前にも増して重要となってきたところである。そのため、立入検査、不良医薬品の回収等の監視指導により品質確保の徹底を図るとともに、副作用報告等の安全性情報の分析・評価、適切な情報提供等により安全対策を推進している。</p> <p>(有効性) 保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等については、薬事法第77条の4の規定等により、その製造販売業者に対して、自主回収等の適切な措置を講じることを義務づけているところであり、平成19年度においては649件の自主回収が行われ、必要に応じて保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品が市場に流通することを防いでいる。 また、医薬品等は、基本的にヒトの身体に何らかの影響を及ぼして疾患の治療等を行うものであるため、予期しない副作用が起きることも避けられない。そこで、収集された副作用報告等の安全性情報を分析・評価し、必要に応じて使用上の注意の改訂を行っているところであり、平成19年度においては138件の医薬品等の使用上の注意の改訂が行われており、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させていると評価できる。</p> <p>(効率性) 監視指導業務については自主回収を行った業者に対し重点的に監視指導を行い、また、医薬品等の安全性に係る情報提供については機構のホームページに掲載する等、効果的かつ効率的に医薬品等の品質確保、安全対策を推進していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 必要に応じて不良医薬品の流通防止、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させており、また効率的に当該事務を行う取組も進めていることから、医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進していると評価できるが、薬害肝炎事件を踏まえ、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤によってC型肝炎ウイルスに感染した方々の救済に全力を注ぐことはもとより、年間3万件にのぼる副作用報告等の安全性情報の分析・評価を始めとした安全対策にかかる体制の充実・強化が必要と考えられる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討 (該当する場合に○) ii 施策目標を継続 (該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討 (該当する場合に○) <p>(理由) C型肝炎の問題を契機として、医薬品による健康被害の再発防止に向けた安全対策等にかかる体制の充実・強化を含めた医薬品行政の見直しを図るため。</p> </div>	
<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>		

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	自主回収の件数 (単位:件) (-)	643 【-】	644 【-】	809 【-】	675 【-】	649 【-】
2	医薬品等の使用上の注意の改訂件数 (単位:件) (-)	189 【-】	174 【-】	256 【-】	136 【-】	138 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによる。 【参考】(平成17年度以前)厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kaisyu/2003before.htm (平成18年度以降)医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/menu.html ・指標2は、医薬食品局安全対策課調べによる。 【参考】医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の成立の際の福田内閣総理大臣及び厚生労働大臣の談話	平成20年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> 「今回の事件の反省に立ち、被害を繰り返してはならないとの決意のもと、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に向けた医薬品行政の見直しに取り組みまいります。」 「今後、有識者による検討会を立ち上げ、医薬品行政の体制のあり方を含め、再発防止に向けた具体策を検討していくこととしております。」
	薬害肝炎全国原研団代表、薬害肝炎全国弁護団代表及び厚生労働大臣の間で交わされた基本合意書	平成20年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> 「国は、さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓う。」
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 「再発防止に向けた医薬品行政の見直し(中略)を実施してまいります。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医薬食品局血液対策課

		政策体系上の位置付け
施策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (I-7-1)	基本目標I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること
施策の概要	安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 近年少子高齢化が進む中、献血者数は減少傾向にあり、特に若年層の献血者の減少が著しい。さらに、平成17年2月、国内で初めて変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が確認されたことから、輸血等によるvCJDの伝播防止に万全を期するために、従来から実施している欧州地域への一定期間以上の滞在歴のある方からの献血制限に加え、当分の間の暫定措置として、昭和55年から平成8年の間に英国に1日以上滞在歴のある方からの献血を制限することとした。これにより、献血者がさらに減少し、医療に必要な血液が不足する恐れがあるとして、平成17年4月に厚生労働大臣を本部長とする「献血推進本部」を省内に設置し、献血の確保、血液製剤の適正使用等の対策を図っている。</p> <p>(有効性) 安定供給に必要な献血量を確保することができており、血液製剤についても相当程度国内献血により確保されている。また、以前は大量に使用されていたアルブミン製剤の使用量も着実に減少し、あわせてその自給率も増加しており、安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(効率性) 献血により確保した血液量については概ね達成水準の90%を維持しており、また血液製剤使用適正化推進に係る調査研究については全ての都道府県の合同輸血療法委員会を実施するのではなく、自主的に協力を申し出た合同委員会の中で積極的な取組が見られるところに限って委託し、その調査研究結果を全国的に共有することにより、効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 上記2つの観点から、効果的かつ効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 安定的な献血量を確保するとともに、血液製剤については使用量の減少が図られており、一定の成果は上がっている。ただし、献血量及び献血者数については減少傾向にあり、特に若年層の献血者数の減少が著しいところである。このため平成21年度予算概算要求においては、幼少期からの献血への理解を深めるための啓発普及経費と、採血前の血液検査の結果、血液比重又は血色素量が採血基準に満たないと判断され、採血不能となった献血希望者への健康相談を行うことにより献血者の増加を図る事業を新たに要求することとしている。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	献血により確保した血液量(単位:万L)	207.8	201.8	196.0	184.2	188.7
	(安定供給に必要な血液量/毎年度)	-	219	198	196	193
	※施策目標に係る指標1と同じ。	【-%】	【92.1%】	【99.0%】	【94.0%】	【97.8%】
(調査名・資料出所、備考)						
<p>・指標1は、日本赤十字社調べによる。なお、達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。</p> <p>※「安定供給に必要な血液量」は、新血液法(「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」)第10条に基づき定める献血推進計画において策定するものであるが、同法の施行が平成15年7月であったため、策定値は平成16年度からとなっている。</p>						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局経済課

		政策体系上の位置付け
施策名	<p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p style="text-align: center;">(1-9-1)</p>	<p>基本目標1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
施策の概要	<p>薬品、医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験活性化モデル事業、治験等の臨床研究実施に必要な治験コーディネーター（CRC）の養成といった基盤整備事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い医薬品・医療機器を国民に迅速に提供することを目的として、研究開発の支援、治験環境の整備を行うこと等により、医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図る。 ・後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、「平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」ことを目標に積極的に推進することとする。 ・医薬品及び医療機器の流通について、取引慣行改善のための指導等を通じて公正な競争を確保するとともに、医薬品については未妥結及び仮納入の是正を図る。また、医薬品コードの標準化と医療機器サプライチェーン構想の推進を通じて流通の効率化を促す。 <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>我が国の医薬品・医療機器市場において、外国オリジン(外国で開発された医薬品・医療機器)のシェアが伸び、一方で欧米主要国で既に販売されている医薬品・医療機器の日本への上市(研究開発の段階を完了した薬剤が製品として市場に出回ること)が遅れるという「ドラッグ・ラグ(医薬品発売時間差)」、「デバイス・ラグ(医療機器発売時間差)」の問題が明らかになっている。このような問題を解消し、医療ニーズに対応した安全で質の高い医薬品・医療機器が国民にできるだけ早く合理的な価格で提供されることができるよう、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上等を図り、我が国の市場を国際的に魅力あるものにしていくことが不可欠である。</p> <p>また、後発医薬品については、先発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が承認したものであるものの、現場の医療関係者等から、その品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国及び関係者が必要な取組を行う必要がある。</p> <p>さらに、医薬品・医療機器の流通については、販売における不公正な競争の事案(不当な景品類の提供)や長期にわたる未妥結・仮納入や総価取引等の改善すべき取引慣行が依然として見られ、流通改善策の着実な実施が求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発の促進及び医薬品産業等の振興のためには、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、後発医薬品の使用促進、医薬品・医療機器の流通改善等の施策が有効である。</p> <p>(効率性)</p> <p>医薬品・医療機器産業に関するビジョンの策定、モデル事業や治験管理室・専門外来の設置等による治験の推進、研究開発に対する支援等の施策を実施するなど、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発の推進等の施策が新医薬品・医療機器の開発促進及び医薬品産業等の振興を図るための総合的な施策である。これらの施策を効率的に実施するためアクションプラン等を策定し進捗状況を適宜確認し、着実な施策の実施を図っていることから効率的な施策であると評価できる。</p> <p>また、公正な競争の確保のため業界の自主団体である公正取引協議会と連携した取組、コード標準化に向けた業界の代表者を含めた検討会の開催などの取組も進められている。</p>	

(総合的な評価)

平成14年8月に医薬品産業ビジョン、平成19年8月に新医薬品産業ビジョン、平成15年3月に医療機器産業ビジョン、平成19年3月に新たな治験活性化5カ年計画、平成19年4月に革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略を策定し、毎年それぞれの進捗状況を確認しつつ、着実に治験環境の整備及び医薬品・医療機器の産業振興策を進めた。医薬品・医療機器の開発には長期間を要するが、新医薬品・医療機器の承認取得数及び治験届の提出数が平成16年から19年まで増加傾向にあることから、施策目標に向けた取組が進んでいると評価できる。

また、後発医薬品の使用促進については、本格的に施策を開始してから2年程度しか経過していないため、効果が数値に表れていない。平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめたところであり、今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、施策目標の達成に向け、必要な取組を進めていく。

医薬品・医療機器の流通改善については、不公正な競争の事案の洗い出しを開始したところであるため、事案数の増減により施策の有効性を判断することはできないものの、厚生労働省が流通改善のための指導等を行うことにより、事業者や団体等における遵法意識が向上し、公正な競争が行われるようになると想定される。妥結率については、平成18年から19年にかけて大幅な改善が見られたが、薬価調査の信頼性確保のためには、さらに早期妥結を進める必要があり、平成20年度の改善状況を注視することとしている。流通の効率化のためのバーコードの貼付率(医療機器)については、平成19年度において平成15年度の約2倍となっており、標準コード付与とバーコード表示を進める等の取組の効果があつたものと判断できる。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
	(ロ) 見直しを行わず引き続き実施
(ハ)	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	
平成20年度予算として、新規に「医療機器流通改善経費」(個別目標6関連)及び「コード表示情報化促進経費」(個別目標7関連)が追加され、「後発医薬品使用促進対策費」(個別目標5関連)が拡充された。	
平成21年度予算要求において、新たに「医療機器産業対策推進費」、「医療機器価格データベース作成等経費」を要求する予定(未定)。	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	新医薬品・医療機器の承認取得数 (単位:件)					
	医薬品	24 【100.0%】	16 【66.7%】	21 【131.3%】	25 【119.0%】	36 【144.0%】
	医療機器	11 【122.2%】	2 【18.2%】	17 【850.0%】	23 【135.3%】	24 【104.3%】
2	治験届の提出数(単位:件) (前年度以上/毎年度)	361 【82.4%】	414 【114.7%】	497 【120.0%】	504 【101.4%】	530(P) 【105.1%】
3	後発医薬品の市場規模(数量全体 に占める割合(率)・金額全体に 占める割合(率))(単位:%)					
	数量ベース	16.4 【134.4%】	16.8 【102.4%】	17.1 【101.8%】	16.9 【98.8%】	集計中 【 %】
	金額ベース	5.2 【108.3%】	5.2 【100.0%】	5.1 【98.1%】	5.7 【111.8%】	集計中 【 %】
4	不公正な競争の事案数(単位:件) (一)	5	10	3	12	7

5	医療用医薬品に係る取引価格の妥結率（単位：％） （前年度以上／毎年度）				(医療機関) 7月 46.8	(医療機関) 7月 70.5 【150.6％】
					10月 55.4	10月 73.2 【132.1％】
					1月 61.4	調査なし 【 - ％】
					(薬局) 7月 39.3	(薬局) 7月 80.2 【204.1％】
					10月 52.9	10月 86.4 【163.3％】
					1月 60.8	調査なし 【 - ％】
6	バーコード貼付率（単位：％） （前年度以上／毎年度）	(医薬品) — 【 - ％】	(医薬品) — 【 - ％】	(医薬品) — 【 - ％】	(医薬品) — 【 - ％】	(医薬品) — 【 - ％】
		(医療機器) 38.3 【101％】	(医療機器) 50.4 【131.6％】	(医療機器) 70.8 【140.5％】	(医療機器) 70.2 【99.2％】	(医療機器) 79.8 【113.6％】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、医薬食品局審査管理課調べによる（医薬品については、承認を取得した医療用医薬品の新有効成分数を記載）。
- ・ 指標2は、医薬食品局審査管理課調べによる。
- ・ 指標3は、医薬工業協議会調べによる。平成19年度の数値は平成21年1月頃に公表予定。
- ・ 指標4は、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会・医療機器業公正取引協議会調べによる。
- ・ 標記4の「不公正な競争」とは、公正競争規約に抵触する事案であり、例えば顧客を誘引する手段として取引に付随して相手方に金品の提供や饗応、労務の提供を行うことである。
- ・ 指標5は、医政局経済課調べによる。なお、指標の集計は平成18年度からである。平成19年1月期は薬価改定（※）直前であり、未妥結先は特殊なケースに限られること、また結果集計時には既に新薬価の告示が済んでいると考えられる（翌年度の交渉が開始されている）ことから、調査客体への負担に比して原因分析や改善策の検討に資するに十分な結果が得られないと判断し、調査は実施していない。
- ・ 指標5の妥結率とは、販売総額（品目別販売本数×薬価）に対する価格が妥結したものの販売額（品目別販売本数×薬価）の割合。
- ・ 指標6（医療機器）は、医政局経済課調べによる（調査実施は日本医療機器産業連合会）。医薬品のバーコード貼付率の調査については、コード表示情報化促進経費として平成20年度から予算化されており、同年度より調査を行う予定である。よって、数値の記載は平成20年度分からとなる。

※ 薬価改定

薬価は2年に1回改定されている。（直近の改定は平成19年4月）

【参考】厚生労働省ホームページ

医療機器における情報化推進状況調査について（2008年3月報道発表資料）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0331-2.html>

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：保険局総務課、保険課、国民健康保険課、総務課高齢者医療企画室、総務課保険システム高度化推進室

評価実施時期：平成20年8月

<p>施策名</p>	<p>適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p> <p>(I-10-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>医療保険財政は急速な高齢化等により大変厳しい状況が続いている。今後一層の高齢化が進む中、ますます厳しさを増すことが予想される。</p> <p>こうした大きな変化の中で、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものにするためには、医療の質の確保を図りつつ、制度全般にわたる改革を行っていく必要がある。このような認識の下、平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項に基づく基本方針」に基づき、医療保険制度の関する改革を行うこととし、平成17年の「医療制度改革大綱」の内容に沿って、平成18年には「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)が成立し、平成20年において本格的に施行されたところである。</p> <p>平成20年4月から施行された長寿医療制度については、制度の円滑な実施に向け、地域の高齢者をはじめ国民の皆様に、きめ細かな広報を行う等、制度の定着に向けた取組を引き続き実施する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村国保においては、高齢化に伴い、【指標4】のとおり被保険者の増加がみられる。保険料(税)収納率は平成17年度においては10年ぶりに上昇に転じ、平成18年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態となっている。 このような中、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行うことを基本的な方向とした制度改革を行っている。 市町村国保については、保険財政の安定化と市町村国保間の保険料平準化を促進する観点から、都道府県単位での保険運営を推進することとし、市町村国保の提出による保険財政共同安定化事業を実施している。市町村国保及び国保組合の保険者数については、【指標2】のとおり、近年の市町村合併によるところが大きいものの、大幅に減少している。 また、1人あたり給付費については、健保組合では漸減しているが、これは制度改革に伴うものであり、保険料額も給付費額の動向に見合った変動をしているものと考えられる。他方、高齢者の加入割合が高い国保では、高齢化の進展に伴い、医療給付費の増加が見られる。 さらに、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成18年の制度改革によって、若い人と高齢者の負担のルール(現役世代からの支援金が給付費の4割、75歳以上の高齢者が1割、残りの5割が公費)を明確にし、高齢者の医療費を国民皆で支える仕組みとして、平成20年4月から長寿医療制度が施行されたところである。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健保組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が実施されていると評価できる。なお、医療費通知実施保険者数が漸減傾向にあるのは、健保組合数の減少に伴うものと考えられる。 市町村国保については、保険料(税)収納率は平成17年度においては10年ぶりに上昇に転じ、平成18年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態が続いている。なお、医療費通知実施市町村が漸減傾向にあるのは、市町村合併による市町村国保保険者数の減少に伴うものと考えられる。 平成20年4月から段階的にオンライン請求を導入し、平成23年4月からは原則として全てのレセプトがオンライン化を達成できることを目指しているが、平成19年度においては、レセプトのオンライン化率が8.8%と着実に導入が開始されている。 <p>(総合的な評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行う取組を実施する必要がある。 今後も、負担と給付の均衡を図り、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療保険制度を構築するため、平成20年4月からの実施を目指した保険者を中心とした生活習慣病対策、平成20年度を初年度とする5か年計画である全国医療費適正化計画の策定、療養病床の再編成といった医療費の適正化対策を総合的に推進していくことが必要である。 <p>これからも国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくためには、短期的な医療費適正化対策に加え、国民・患者の視点に立って、生活習慣病対策、良質かつ効率的な医療提供体制の確立に努める中で、中長期を見据えた医療費適正化を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月から施行された長寿医療制度の円滑な実施のために、同年6月の政府・与党決定も踏まえ、低所得者へのなお一層の軽減措置や保険料の口座振替の対象者拡大などを実施して、制度の円滑な運営を図るとともに、地域の高齢者をはじめ国民に、制度の目的などを理解してもらうよう、各市町村等とも連携しつつ、小学校区ごとにきめ細かな相談や説明会を開催するなど、長寿医療制度について丁寧な広報を行い、制度の定着に向けて努力する。 	

(評価結果の分類)

<ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の施策目標により、持続可能な医療保険制度の構築を進めることが可能と考えるため。 ・ また、とりわけ長寿医療制度については、本年6月の政府・与党決定を踏まえ、低所得者へのさらなる保険料の軽減対策を着実に実施するとともに、市町村と連携しつつ、小学校区ごとに相談や説明会を開催するなど、きめ細かい広報を引き続き実施する必要があるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	保険者数(健保組合)(単位:保険者) (-)	1,622 【-】	1,584 【-】	1,561 【-】	1,541 【-】	1,518 【-】
2	保険者数(市町村国保・国保組合) (単位:保険者) (-)	3,310 【-】	2,697 【-】	2,001 【-】	1,983 【-】	1,969 【-】
3	加入者数(健保組合)(単位:人) (-)	30,143,659 【-】	29,989,650 【-】	30,118,846 【-】	集計中 【-】	集計中 【-】
4	加入者数(市町村国保・国保組合) (単位:人) (-)	51,235,980 【-】	51,578,554 【-】	51,627,351 【-】	集計中 【-】	集計中 【-】
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、保険局保険課調べによる。 ・ 指標2は、保険局調査課調べによる。 ・ 指標3は、保険局調査課調べによるが、平成18年度及び19年度の数値は集計中であり、平成18年度については平成20年8月に、平成19年度については平成21年8月に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyounenpou ・ 指標4は、「平成17年度国民健康保険事業年報」によるが、平成18年度及び平成19年度の数値は集計中であり、平成18年度については平成20年8月に、平成19年度については平成21年8月に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyounenpou 						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	高齢者医療や障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化(レセプト・オンライン化等)の推進、社会保障カード(仮称)の導入、公立病院改革等を行う。 ・ 長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定に沿って、対策を講ずる。

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：
 医薬食品局食品安全部企画情報課
 企画情報課国際食品室
 企画情報課検疫所業務管理室
 基準審査課
 基準審査課新開発食品保健対策室
 監視安全課
 監視安全課輸入食品安全対策室

評価実施時期：平成20年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること (Ⅱ-1-1)	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標1 食品等の安全性を確保すること
施策の概要	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。 また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、食品による薬物中毒事案が発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。 こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関としての立場が明確化され、食の安全への新たな取組みが始まっていることを踏まえ、厚生労働省としては、引き続きリスク管理機関として、関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。</p> <p>(有効性) 自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を国民の健康の保護を図る上で効果的に実施している。 ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。 また、健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間(平成14年から18年)の報告数の平均は76.2件であるが、平成19年には30件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。 平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者の三者間の意見交換会について計画を立て、全国で定期的に行っている。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。</p> <p>(効率性の観点) 自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を効率的に実施している。 農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。 健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことにより迅速かつ効率的な報告が行われている。 意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広く行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。</p>	

(総合的な評価)

大規模食中毒については、過去5年間(平成14年から18年)の平均件数は3.2件であるが、平成19年には5件発生している。これは、ノロウイルスによる食中毒が増加したこと等が原因と考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。なお、今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年2月22日に取りまとめられた食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合による申合せに基づき、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第73条の改正を行い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号)について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正したところである。

モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。

なお、平成20年5月23日に総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けたことを踏まえ、市場動向の変化等を考慮の上、モニタリング検査についてきめの細かい対応が可能となるよう、一層の輸入食品の安全性確保に取り組むこととする。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成19年度には29農薬等の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

施策目標に係る指標については、目標を達成しているものについては、着実な制度の整備・運用が見られているとともに、目標を達成できなかったものについても、その原因の分析が的確になされているため。

また、施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討することについては、先般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品危害情報を広く収集、解析、管理する必要があるため。

更に、定員要求については、年度ごとに定める輸入食品のモニタリング検査計画について、最新のデータに基づく見直しを行うとともに、適切な実施体制を確保することから、検疫所における食品衛生監視員の大幅な増員が必要となるため。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標
 (達成水準/達成時期)
 ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)
 なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。

	H15	H16	H17	H18	H19
1 大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	2 【158.3%】	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】
2 モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度)	104 【104.0%】	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】
3 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/—)	—	—	—	7 【-%】	29 【-%】
4 健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	89 【-%】	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【160.6%】
5 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%) (60%以上/平成22年度)	—	—	—	—	—

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。
 【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html>
- ・指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。
 【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

※「ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の当該基準の見直し」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。

- ・指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。
- ・指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。
 【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/kimkyu/diet/jirei/030530-1.html>
- ・指標5は、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたことを踏まえ、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			なし。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

		政策体系上の位置付け
施策名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること (II-2-1)	基本目標II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
施策の概要	現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。また、国民の安心が得られる安全性の確保、さらには地域差のある快適性の向上に向けた施策を展開する。さらに、地震、漏水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、水道施設の耐震化や漏水対策を推進する。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>我が国の水道は今日では大部分の国民が利用できるまでに普及しているものの、水道未普及地域の解消、水道管理の徹底、地震等の災害対策、水道施設の計画的な更新、運営基盤の強化等に向けた取組が必要とされている。将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう、平成16年6月に「水道ビジョン」を作成し、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現させるための施策、行程を示すとともに、各水道事業者等に対しては、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像の実現に向けた方策等を示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨している。</p> <p>また、平成18年度末現在、水道事業者等の総数は9,304に上るが、小規模水道事業者においては基幹施設の耐震化、安全な水道水を供給するための技術者の確保及び経営基盤強化等が困難となる場合が多いため、統合、広域化を推進することが求められている。</p> <p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度は96.9%であったのが、平成18年度は97.3%となっている。一方、水道未普及地域においては、井戸利用により生活用水を得ている場合が多いが、水質基準を超過している井戸も多数存在し、そのような地域において特に水道の普及が急がれる。</p> <p>基幹施設や基幹管路の耐震化は十分には進んでいない状況であり、地震が発生した場合に被害発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、水道事業者等の耐震化事業を計画的に実施していく必要がある。また、漏水対策として地域の実情に応じた水資源確保等の推進を図る必要がある。</p> <p>【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ 水道ビジョンについて :http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/vision2.html 地域水道ビジョンについて :http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</p> <p>(有効性)</p> <p>地域水道ビジョン策定状況は平成19年度では51%と向上している。策定されている地域を給水人口ベースで集計すると、平成18年度の52,078千人に対して平成19年度は60,019千人となり、水道の運営基盤の強化は毎年着実に進んでいる。また、広域水道受水人口(※)は、平成15年度の80,064千人に対して平成18年度は81,700千人となり、水道事業の統合による広域化が着実に進んでいる。</p> <p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度96.9%であったのが、平成18年度は97.3%であり、国庫補助事業による簡易水道の整備等により、未普及地域における水道の整備が有効に行われている。</p> <p>水質基準適合率は99.9%以上という高い水準を維持しており、また、直結給水実施総戸数は、平成15年度の1,131千戸に対して平成18年度は1,716千戸となり、直結給水実施総戸数が毎年度増加し、施策が着実に有効に進んでいる。</p> <p>地震に強いダクタイル鋳鉄管の布設延長割合は毎年着実に増加し、かつ、強度が低い石綿セメント管の布設延長割合は減少している。また、基幹管路の耐震化率は、平成17年度に10.8%に対して平成18年度は11.9%となり、地震に対する十分な備えができていない状況にあるが、着実に増加している。被害の影響範囲の縮小、早期復旧や応急給水の充実のため基幹管路が耐震化されていることが重要であることから、国庫補助等の施策は災害対応力の強化に有効である。</p> <p>また、漏水時においても国民の生活を守ることができるよう安定的な水道水源の確保のための事業に対する国庫補助等の施策により、水道水源開発を推進することによって、漏水による断減水影響人口の減少を図っている。</p> <p>※広域水道受水人口＝広域水道事業(企業団等地方自治体が共同で行っている水道事業及び県営水道事業)の給水人口＋水道用水供給事業(水道事業者に対して水道水を卸売りする事業)から受水している水道事業(広域水道事業は除く)の給水人口</p>	

(効率性)

簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費として新規国庫補助採択を行った40件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。

水道未普及地域解消事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道未普及地域解消事業費として新規国庫補助採択を行った70件の費用便益比は、事業の実施により未普及地域の人々が各自水源を確保するのに必要な支出を回避できる費用を事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため、未普及地域における水道施設の整備が効率的に行われているといえる。

高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については平成11年度新規採択分より費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に高度浄水処理施設の新規国庫補助採択を行った18件の費用便益比は、導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を高度浄水処理事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われているといえる。

水道管路近代化推進事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った22件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(総合的な評価)

各水道事業者の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像の実現に向けた方策等が示されている地域水道ビジョンの策定は、水道の運営基盤の強化に対しても効果があり、その数は毎年着実に増加している。

また、広域水道受水人口の増加や市町村合併による水道事業の統合が進んでいることから、広域化の推進による経営基盤の強化が進んでいると評価できる。従来の事業統合による広域化に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化による新たな概念の広域化を推進していく必要がある。

水道未普及人口は年々減少しており、水道未普及地域の減少に効果があった。今後も引き続き現行の施策を推進し、水道未普及地域の解消に努めていく必要がある。

高度浄水施設整備等についての国庫補助や水道事業者等への立入検査等が相まって、安全で質の高い水道水の供給に効果があったと評価できる。また、高度浄水施設等整備にかかる国庫補助事業については、個別の事業の新規採択の際に費用対効果分析(参考参照)を行っており、効率的な運用が行われているものと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進して実績目標の達成を目指し、安全で質の高い水道水の供給の確保に努める必要がある。

直結給水実施総戸数についても年々増加しており、直結給水の実施が毎年着実に進んでいると評価できる。

水道施設の耐震化の状況は十分といえる状況ではなく、耐震管路延長の増加等水道水の安定供給のための基盤施設整備の推進が重要。施策により管路の耐震化が着実に進んでいると評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ることが必要である。

湯水対策については、湯水時においても国民の生活を守ることができるよう、安定的な水道水源を確保するために、地域の実情や特性を踏まえ、今後とも水道水源開発等の対策を着実に進める必要がある。

【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ

水道事業の費用対効果分析マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/070730-1.pdf>

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
	(ロ) 見直しを行わず引き続き実施
	(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	
これまで示した通り、いずれの指標についても前年度比で、また、近年継続的に向上していることから、安全で質が高く災害に強い水道の確保に効果があったと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、目標の達成を目指し、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めていく必要がある。	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 地域水道ビジョン策定状況(%) (前年度以上/毎年度)	-	-	30	44 【146.6%】	51 【115.9%】
2 新広域化率(%) (前年度以上/毎年度)	(68.4)	(68.6) 【100.3%】	(68.8) 【100.3%】	(69.1) 【100.4%】	集計中
3 水道普及率(%) (前年度以上/毎年度)	96.9	97.1 【100.2%】	97.2 【100.1%】	97.3 【100.1%】	集計中
4 水質基準適合率(%) (100%/毎年度)	100.0 【100%】	99.9 【99.9%】	99.9 【99.9%】	100.0 【100.0%】	集計中
5 直結給水実施総戸数(千戸) (前年度以上/毎年度)	1,131	1,303 【115.2%】	1,460 【112.0%】	1,716 【117.5%】	集計中
6 基幹施設の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※	(浄水施設) (19.9)	(浄水施設) (18.6)	(浄水施設) (12.4)	(浄水施設) (13.0)	集計中
	(配水池) (26.3)	(配水池) (27.6)	(配水池) (20.1)	(配水池) (23.0)	集計中
基幹管路の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※	(13.5)	(13.8)	10.8	11.9	集計中
7 濁水による水道の断減水影響人口 (千人)(前年度以下/毎年度)	474	130 【172.6%】	3,015 【0.0%】	9 【199.7%】	集計中

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、健康局水道課調べ。全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。
 ・指標2～6は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年7月に公表予定。
 ・指標2は、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討中。
 ・指標5は3階建て以上の建築物における直結給水実施総戸数。
 ・指標6は平成17年度に耐震化の定義が厳格化されたため平成16年度以前に比べ値が低下している。
 ※平成17年度より耐震化の定義を厳格化している(基幹施設の耐震性に対しては、水道施設耐震工法指針で定めるレベル2、ランクAの耐震基準を満たすものとし、基幹管路の耐震性に対しては、導・送・配水管における耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管(高密度)を耐震管と定めた)。
 ・指標7は、「日本の水資源」(国土交通省土地・水資源局水資源部)による。平成19年度の数値は国土交通省により現在集計中。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医薬食品局監視指導・麻薬対策課

施策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること (II-3-1)	政策体系上の位置付け 基本目標II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること
施策の概要	麻薬・覚せい剤等の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 我が国の薬物情勢は、検挙人員の大多数を占める覚せい剤事犯については、押収量は減少傾向にあったが平成19年においては増加し、検挙人員についても増減を繰り返している。また、大麻やMDMA等合成麻薬事犯については、平成19年において押収量が前年より増加しているが、検挙人員については減少しているものの、検挙人員の約9割が初犯で、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、依然として深刻であり予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、既に取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求められている。 また、薬物乱用防止啓発活動についても引き続き国民全般(特に青少年)を対象として実施していく必要がある。 なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正薬事法」という。)が平成19年4月に施行され、指定薬物として指定することにより製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締りが担保されたところであり、取組を進めている。</p> <p>(有効性) 薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新5か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することによる、総合的な取締対策を推進している。 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人員については各年において数値にバラツキは見られるものの、一定の水準で推移している。主な薬物の押収量については、近年減少傾向にあったが平成19年は増加した。これは、違法薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締を実施した結果、水際の大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果は上げていると評価できる。</p> <p>(効率性) また、取締事業においては、麻薬等についてインターネット上で販売広告を行う事犯、イラン人密売組織等を多数検挙し、また大麻やMDMA等合成麻薬については若年層を中心に重点的な取締りを行う等、効果的な取締を行っている。</p>	

(総合的な評価)

以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、検挙人員、押収量からみても薬物事犯が深刻な状況であることに変わりがないことから、今後とも薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより啓発活動や取締体制の充実強化を進める必要がある。

なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、改正薬事法に基づき、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止し、買上調査に基づく立入検査やインターネット上での販売広告の監視を行うとともに、パフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っているが、より実効あるものとするため、都道府県も含め、引き続き監視・指導体制を充実させ、取締を強化する必要がある。

(評価結果の分類)

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

<ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
<p>(理由)</p> <p>薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。</p> <p>最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	薬物事犯の検挙人数(単位:人)	17,555	15,412	16,231	14,882	15,175
	(-)	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	(速報値) [-%]
2	主な薬物の押収量(単位:kg)					
	(-)					
	・覚せい剤	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0
	・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)	881.3	970.1	886.2	332.6	560.6
		[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	(速報値) [-%]
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料によるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「薬物乱用防止新5か年戦略」	平成15年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。 ・薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人密売組織の取締りを強化しているとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。 ・「薬物の密輸を水際で食い止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」	平成15年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室の開催及び地域や家庭における啓発活動の推進等により、児童・生徒を始めとする青少年に対する薬物乱用防止教育を充実するとともに、各種啓発活動の全国展開等薬物乱用の根絶等を訴える広報啓発活動を効果的に推進する。 ・「国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。
	薬物密輸入阻止のための緊急水際対策	平成15年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬物の密輸を水際で食い止める上での海路対策の重要性にかんがみ、関係省庁が一体となって水際対策を重点的に行う」との方針に基づき、捜査体制を強化して密輸事犯の情報収集・分析能力の向上を図るとともに、警察・税関等関係機関との連携を強化し共同取締り等を実施している。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局名：医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

施策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること (Ⅱ-4-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
施策の概要	<p>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは成育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前に審査する制度を設けるとともに、既存化学物質については、国が中心となって必要な試験等を実施し、これら化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸入等に関し必要な規制を行う。</p> <p>また、家庭用品に使用される化学物質については、含有量等について規制を設け、健康被害の防止を図る。</p> <p>その他、急性毒性作用がある物質については毒物又は劇物に指定し、その製造、輸入又は販売について登録を義務づける等の規制を行い、適正な管理を推進する。</p>	
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>化学物質は、幅広い産業において基幹の基礎素材として使用され、国民生活においても不可欠であるが、適正な取扱いを行わなければ、人への健康被害や環境への悪影響が発生する恐れがある。化学物質の安全性に関する情報は、当該化学物質やそれを含有する製品を適切に使用・管理するために必要となる基本的情報であり、化学物質を取り扱う事業者のみならず、最終使用者である一般消費者にとっても必要不可欠な公共的要素の強い情報である。</p> <p>そのため、製造、輸入、販売等に関し必要な規制を行うとともに、国民や事業者が情報を共有できるデータベースを整備することにより情報を公開し、また、化学物質などの調査、安全性点検及びマニュアルの作成等の各種施策を実施することで、化学物質の安全性を確保することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>毒物及び劇物の指定のための調査については、平成19年度において2件行っている。また、平成18年度において実施した当該調査の結果を用いて新たに劇物を指定したことから、施策の有効性が認められる。</p> <p>化学物質やそれを含有する製品を取り扱う事業者における適正使用・管理のため、化審法制定時に製造・輸入していた既存化学物質の安全性点検を行っており、また、世界的に高生産の化学物質については、日本において平成17年から平成22年の間に96物質を点検するという目標に向け、平成19年度の数値は現在集計中であるが、平成17年度及び平成18年度で40物質の安全性点検を行ったところであり、着実に進展している。</p> <p>家庭用品等身の回りの化学物質については、有害物質が原因であると考えられる健康被害に係る情報の収集を継続して行うとともに、家庭用品に含有される化学物質の理化学試験、毒性試験等、毎年度必要と考えられる安全性等評価を実施している。これらの結果を踏まえ、随時、基準を策定すべきものの有無を検討し、必要と認められる基準を策定することとしている。</p> <p>既に策定した防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引きについては、改訂の必要性について現在検討しており、今年度を目途とした作成を目指して、本年3月から業界団体等と検討を進めている。</p> <p>(効率性)</p> <p>毒物及び劇物の指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に調査を行うことで調査の効率化を図っている。</p> <p>既存化学物質の安全性点検については、生産量や用途、化学構造と毒性の関係等を考慮の上、優先順位をつけて実施してきている。世界的に高生産量の化学物質の安全性点検については、各国で協力して重複を排除しながら行っており、効率化を図っている。</p> <p>また、全国の自治体で連携することにより、家庭用品規制法において規定される有害物質を基準以上に含有する製品の流通を効率的に防止し、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大に迅速に対応できるよう努めている。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>化学物質の毒性に基づく毒物及び劇物の指定、高生産既存化学物質国際安全性点検、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取組を、それぞれ着実に、かつ効率化を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく貢献していると評価できる。</p>		

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
 ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 () 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 (○) 見直しを行わず引き続き実施
 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
 (理由)
 化学物質等の適正な評価・管理を推進するとともに、広く国民や事業者へ情報提供を行うなど、引き続き安全性を確保するため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数（単位：件） (一)	3 【-】	3 【-】	2 【-】	3 【-】	2 【-】
2 高生産既存化学物質国際安全性点検件数（単位：件） (化学物質（96物質）の安全性点検の実施/2010年) 策定件数（単位：件）	16 【-】	20 【-】	17 【-】	23 【-】	集計中
3 家庭用品の安全確保マニュアルの (概ね2年に一つの割合)	【-】 0	【-】 0	【-】 1	【-】 0	【-】 0

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1、2及び3は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べによるが、指標2の平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年9月に取りまとめ予定である。
 【参考】化学物質安全対策室のホームページ
 ・家庭用品の安全確保マニュアル
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html>
 ※「高生産既存化学物質国際安全性点検」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

		政策体系上の位置付け
施策名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること (Ⅱ-5-1)	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
施策の概要	理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の振興策及び多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 生活衛生関係営業は、その施設数が平成19年3月末現在で約260万施設に上っており、我が国の経済において大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係する営業であることから、公衆衛生の向上、増進を図っていくことは引き続き重要な課題となっている。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象となる特定建築物は、平成18年末現在、全国で3万9千棟余り存在しており、増加傾向にある。建築物の増加及び施設の多様化により、建築物における環境衛生の維持管理は複雑化しており、今後とも適切な維持管理がなされ、環境衛生が良好に保たれるよう努めていく必要がある。</p> <p>(参考)厚生労働省ホームページ 生活衛生関係営業施設数 http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/07-3/kousei-data/data/19726.xls 特定建築物施設数 http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/130/2006/toukeihyou/0006097/t0135915/HAR0180_001.html</p> <p>(有効性) 振興指針についてはそれぞれの業種について5年ごとに見直しを行っているが(参考:厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei05/14.html)、平成19年度においては公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とした食鳥肉販売業の振興指針の改正を行った。また、平成17年11月より新たに登録が開始されためん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款登録施設数は、(財)全国生活衛生営業指導センターによる当該約款に係る普及啓発の取組により、平成19年度で288施設と確実に増えており、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等について一定の措置が図られていると評価できる。 建築物環境衛生管理基準は、規制基準に見られるような最低基準ではなく、より望ましいレベルで衛生的な維持管理をするよう指導するという衛生指導的性格を有しており、不適合率を把握し適切な助言等を行うことで、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができるため、高いレベルでの衛生的維持管理の推進に有効である。</p> <p>(効率性) 生活衛生の維持及び向上を図るためには、生活衛生関係営業における営業施設の衛生水準の向上や経営の健全化は必要不可欠である。振興計画による振興事業の実施等により、厨房器具・備品など施設設備の改善等、経営の近代化及び合理化が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。 個別空調設備やIPM(総合的有害生物管理)に対応した衛生害虫の防除などを行うため、平成20年1月に改正した「建築物環境衛生維持管理要領」及び管理方法の一例を示した「建築物における維持管理マニュアル」を都道府県等に周知し、適切かつ効率的な維持管理の浸透を図っている。</p> <p>(総合的な評価) 生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興について、営業施設の経営の近代化及び合理化等が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。しかし、経営基盤が脆弱な中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化等により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。 建築物環境衛生管理基準に係る不適合率については、顕著な減少は見られないものの、目立った増加はなほば横ばいで推移している。不適合が判明した特定建築物については、都道府県等において個々に指導等を実施するため、立入検査を通じて、建築物衛生の改善及び向上等を推進していると評価できる。また、個々の特定建築物に対し、維持管理の指導等を行う際に、「建築物環境衛生維持管理要領」等の浸透を図ることによって、衛生的な維持管理の向上に寄与している。 引き続き建築物における衛生に係る状況を把握し、建築物衛生の改善及び向上等に努めていくことが必要である。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討 (該当する場合に○)
 - ii 施策目標を継続 (該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討 (該当する場合に○)
- (理由)
生活衛生の向上及び推進を図るため、継続的に関係施策を推進する必要があるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 振興計画の認定件数(単位:件数) (-/-)	519	517	517	518	518
2 標準営業約款登録施設数(単位:施設数) (-/-)					
理容業	59,350	58,954	51,230	46,731	45,998
美容業	26,085	25,783	22,983	21,050	20,414
クリーニング業	4,721	4,614	4,430	4,198	3,503
めん類飲食店営業	-	-	149	269	288
一般飲食店営業	-	-	157	284	317
3 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%)(-/-)					
浮遊粉じんの量	1.8	1.9	2.3	2.1	集計中
一酸化炭素含有率	0.3	0.5	0.7	0.4	集計中
二酸化炭素含有率	8.5	10.6	12.5	13.8	集計中
温度	10.4	10.0	11.4	14.3	集計中
相対湿度	34.6	36.5	38.8	42.8	集計中
気流	0.9	1.2	1.3	1.7	集計中
ホルムアルデヒドの量	-	2.3	3.9	2.2	集計中
水質基準	0.2	0.4	0.4	1.4	集計中
残留塩素含有率	1.8	1.6	1.8	1.9	集計中

(調査名・資料出所、備考)
 ・ 指標1は、健康局生活衛生課の調べによる (件数は累計値)。
 ・ 指標2は、(財) 全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されているため、平成16年度までの当該数値は存在しない。
 ・ 指標3は健康局生活衛生課調べによる。
 ・ 指標3の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。
 ・ 各年度の欄の数値は、前年度 (例: H18の場合は、平成17年4月~18年3月) の調査結果である。なお、平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月頃にとりまとめ予定である。
 ・ 「ホルムアルデヒドの量」については、平成15年4月から新たに建築物環境衛生管理基準に加えられたため、平成15年度分から測定を開始している。

※振興計画: 生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として5年おきに設定する振興指針にもとづき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。
 【参考】平成19年12月時点での組合数
 生活衛生同業組合 580
 生活衛生同業小組合 3

※標準営業約款: サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。

※建築物環境衛生管理基準: 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置を定めた基準。
 (都道府県知事が法の施行上必要と認められる場合に立入検査を行う。)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部

施策名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること (Ⅲ-3-2)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2-1 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
施策の概要	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあわせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護を図り、また、労働者の安全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、障害(補償)年金受給者数の累計は長期的に増加傾向にあり、特に直近7年間においては約10万人で推移している。このような状況において、依然として義肢等補装具の支給等被災労働者やその遺族に対する社会復帰の促進、援護等の事業の必要性は高い。 未払賃金立替払事業は、企業倒産により事業主に賃金支払能力がなくなった場合に労働者からの申請に基づいて、調査の上、立替払いを行うものであり、立替払件数は、必然的に雇用経済情勢に大きく左右されるものである。昨今、景気全体としては回復傾向にあるものの、全国倒産件数が2年連続で増加し、大型倒産も発生しているところであり、このような状況の中、平成19年度の立替払件数は、5年ぶりに上昇したところである。今後においても、立替払いの実績は高水準で推移することが見込まれる。</p> <p>(有効性) 指標に用いた義肢等補装具等については、被災労働者等が要件を満たす場合に支給等を行うものであり、その件数の増減のみをもって評価を行うことはできないが、真に援護等を必要とする被災労働者等に対して適切な支給等を行うため、①義肢等補装具支給制度については医学的・工学的見地から、支給種目の追加、支給対象者の拡大等の見直しを、②アフターケアについては、医療技術の進歩等に鑑み、措置内容の見直しや支給対象者の範囲の拡大等をそれぞれ行っている。</p> <p>(効率性) 各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、支給項目の新設・統廃合を行うとともに支給項目ごとに適切な支給期間を設定する等の見直しを行っている。</p> <p>(総合的な評価) 障害(補償)年金受給者等、義肢等補装具等の給付を要する被災労働者及び援護を必要とする遺族等は依然として多い。このような情勢の中、①義肢等補装具の支給及びアフターケアの実施を通じ、被災労働者の身体の欠損又は損なわれた身体機能の補充、労働能力の維持を図ることにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進に寄与するとともに、②労災就学等援護費の支給及び未払賃金の立替払を通じて、被災労働者の遺族等及び賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対する援護等を行っている。また、これらの事業については、PDCAサイクルの手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行っており、被災労働者等に対して、適切かつ公正に円滑な社会復帰の促進、援護等が図られている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (⊕) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) </div> <p>(理由) 一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 義肢等補装具の支給件数 (単位:件)(一)	8,247	7,996	8,141	8,226	集計中
2 アフターケア実施件数 (単位:件)(一)	431,343	432,906	434,142	436,245	集計中
3 労災就学等援護費の支給件数 (単位:件)(一)	43,557	43,039	42,913	42,432	42,290
4 未払賃金の立替払件数 (単位:件)(一)	4,313	3,527	3,259	3,014	3,349
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・指標3は、労働基準局の調べによる。 ・指標4は、立替払いを行った企業数であり、年度単位の数値である。((独)労働者健康福祉機構調べ) ・平成19年度の数値は、平成20年11月(指標3)及び平成21年1月(指標1及び2)に確定値を公表予定である。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部

施策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること (Ⅲ-4-2)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策の概要	近年、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変化するとともに、経済社会情勢が変化する中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、勤労者の退職後の資産確保、財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>(1)中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。</p> <p>(2)勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく(※)、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられる。</p> <p>※持家率 勤労者世帯58.5% 自営業主世帯80.6% 資料出所 総務省「住宅・土地統計調査」</p> <p>(3)労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき設立された会員制の共同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条及び銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。</p> <p>また、平成18年6月に金融商品取引法が成立(平成19年10月施行)し、金融機関が金融商品を販売(国債や投資信託の窓口販売等)するに際して遵守すべきルールとして、顧客への適切な説明・情報提供が重要になってきている。そのため、「顧客保護等管理態勢の整備・確認状況」が金融検査の独立した項目として新設されたところであり、このような観点からも、金融機関の業務の健全性等が図られるよう適切な立入検査を実施していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>(1)「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数5~299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成19年度末における在籍被共済者数については、約291万人と前年から7万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における退職金制度の確立に資している。</p> <p>(2)勤労者財産形成促進制度については、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、各種情報の提供を充実させることにより利用者である事業主の利便を図るとともに、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図り、制度の利用促進を実施したことにより、勤労者の財産形成促進に寄与している。</p> <p>(3)労働金庫法94条、銀行法第25条に基づく立入検査により、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営が確保されている。</p> <p>(効率性)</p> <p>(1)事業運営に係る経費の削減を図りつつも、平成23年度末で廃止されることとなっている適格退職年金からの移行について重点的な加入促進運動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。</p> <p>(2)勤労者財産形成促進制度については、特別会計改革の観点から平成19年度に労働保険特別会計からの補助金を廃止し効率性を高めるとともに、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、引き続き適正な制度の運用を図っている。</p> <p>(3)労働金庫に対する検査については、検査終了後、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップも必要なことから、概ね2年に1回行っており、効率的に労働金庫の健全性を確保している。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>(1)中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数に係る目標達成率を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(2)勤労者財産形成促進事業については、勤労者財産形成融資の利用件数の減少傾向は、近年の低金利や民間金融機関の経営戦略を背景とした商品との金利差が小さくなったことによるものと考えている。しかしながら、勤労者にとって自営業者との間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、今後とも引き続き本制度の活用促進を図ることとする。</p> <p>(3)労働金庫監督検査事業については、指標としている全労働金庫に対する検査実施状況について平成19年度では目標達成率は100%を下回っているものの、概ね2年に1回検査という計画に基づき実施しており、検査実施率は定着している。これにより、金融実態に応じた的確な検査を実施することができており、効率的に労働金庫の健全性が確保されていると評価できる。</p>	

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
 ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
 (理由) 豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に政策を実施することとするが、事務経費等の効率的執行に努めることなどにより、全体としては予算規模を前年度より縮小する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 中小企業退職金共済制度における 新規加入被共済者数 (単位:人) (354,460人以上/平成19年度)	356,946	361,578	438,120	416,246	415,249 【117.1%】
2 勤労者財産形成融資の利用件数 (単位:件) (前年度以上/毎年度)	25,507 【108.5%】	15,177 【59.5%】	7,441 【49.0%】	5,386 【72.4%】	3,501 【65.0%】
3 全労働金庫に対する検査実施状況 (単位:%) (50%以上/毎年度)	50 【100.0%】	46 【92.0%】	50 【100.0%】	57 【114.0%】	43 【86.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。 ・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。 ・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：政策統括官

施策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること (Ⅲ-6-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること																										
施策の概要	労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集团的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 経済社会構造の変革や価値観の多様化、グローバル化による国際競争の激化等に伴い、労働を取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、わが国の産業競争力の源泉である長期的に安定した労使関係を確保していくことがますます重要となってきている。このような状況においては、集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ることは引き続き大きな課題である。 例えば、不当労働行為事件について見ると、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んでいるところである。</p> <p>(有効性) 国内外の労使関係法制情報等を収集するとともに情報発信を行うなど、事業を効果的に実施した結果、集团的労使関係法制の普及啓発が図られている。</p> <p>(効率性) 不当労働行為の審査や労使紛争の調整については、迅速かつ的確な処理がなされ概ね目標を達成するなど、効率化が図られている。</p> <p>(総合的な評価) 労使関係が安定的に維持されていると認識している労働組合の割合が80%近くに達したことから、安定した労使関係等の形成を促進するために行っている個別の事務事業が効果的かつ効率的に行われているものと評価することができる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) ① 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (○) 見直しを行わず引き続き実施 (△) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) より効果的・効率的に事業を実施できるよう事業内容の見直しを行う。 </div>																											
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> <td style="text-align: center;">H19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td colspan="4"> 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位：%) (50%以上/平成19年度) </td> <td style="text-align: center;"> 79.9% 【159.8%】 </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="font-size: small;"> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成19年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。 </td> </tr> </table>				施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H15	H16	H17	H18	H19	1	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位：%) (50%以上/平成19年度)				79.9% 【159.8%】	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成19年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																												
	H15	H16	H17	H18	H19																							
1	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位：%) (50%以上/平成19年度)				79.9% 【159.8%】																							
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成19年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																									

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局

		政策体系上の位置付け
施策名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること (Ⅲ-8-1)	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること活の実現を図ること
施策の概要	労働保険（労災保険及び雇用保険の総称）の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場（原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される）の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) これまでも労働保険の適用促進は行われてきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、関係機関との連携を強化し、「未手続事業一掃対策」に取り組むこととなった。 また、適用事業の事業主は労働保険料等を納付しなければならないこととなっているが、労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることになる。このような中においても、労働保険料等の収納率向上を目指すべく、国民の理解を高める等により、適正な徴収を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 労働保険料算定基礎調査により適正な徴収決定を行うとともに、労働保険料等を滞納している事業場に対する納入督促や滞納整理が有効に行われ、例年とほぼ同率の収納率となった。</p> <p>(効率性) 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査に係る年間業務計画及び滞納整理に係る年間業務計画を立てており、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しているところである。また、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、労働保険料等の適正徴収が効率的に行われている。</p> <p>(総合的な評価) 平成19年度より、労働保険料と併せて、石綿健康被害者の救済費用に充てるための一般拠出金の徴収が開始され、都道府県労働局においては業務が増大したところであるが、労働保険料等の収納率は前年度を上回ることはできなかったものの、算定基礎調査や滞納整理を効率的に実施し、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については、一定の成果があったと評価できる。 しかしながら、労働保険の適用促進については、これまですでに存在している未手続事業に加え、毎年相当数設立される新規事業においても労働保険についての認識不足等により新たな未手続事業が発生することなどにより、依然として相当数の未手続事業が存在していることから、関係機関との連携による未手続事業の的確な把握や職権による成立手続の実施等により、未手続事業の更なる解消を推進する必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 ④ 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>(理由) 未手続事業の一掃については一定の改善が見られているところであるが、なお相当数の未手続事業が残されていることから、未手続事業についての調査・分析を行い、業所管官庁や関係機関との連携をより一層強化して対応する必要があるため。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 労働保険料等収納率(単位:%)	97.43	97.54	97.86	97.92	97.64
(前年度以上/毎年度)	【100.4%】	【100.1%】	【100.3%】	【100.1%】	【99.7%】
(調査名・資料出所、備考) ・収納率とは、労働保険料として徴収すると決定された金額と実際に収納があった金額の比率を指す。 ・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：
職業安定局首席職業指導官室(個別目標1, 2, 3)
職業安定局需給調整事業課(個別目標4, 5)

評価実施時期：平成20年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p> <p style="text-align: right;">(IV-1-1)</p>	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p>
施策の概要	<p>1 求職者のニーズに応じた求人確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進</p> <p>○目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保</p> <p>○目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>○目的等 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 平成19年度の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が平成19年12月には1倍台を割り込み、平成20年3月には0.95倍と下降傾向となっており、完全失業率(季節調整値)は平成19年4月の3.9%が平成20年3月には3.8%と同水準で推移するなど、平成20年3月時点においては、厳しさが残るものの改善しているところであるが、改善の動きが弱まっているところである。 この様な状況下、依然として能力、経験、年齢等のミスマッチが見られることから、改善傾向をより確かなものとするため、公共職業安定機関における需給調整機能を更に強化するとともに、官民の連携による労働力需給調整機能を強化し、ミスマッチの解消を図る必要がある。</p> <p>また、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応するため、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者派遣事業 25,585事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約18.9%増加) ・特定労働者派遣事業 44,481事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約48.2%増加) ・有料職業紹介事業 15,453事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約20.7%増加) ・無料職業紹介事業(※) 647事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約2.1%減少) <p>(※) 学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p> <p>(有効性)</p> <p>(1) 有効求人倍率が下降傾向となっている中で、求人者・求職者それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな就職支援を実施した結果、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合について、それぞれ目標達成率96%・就職件数と99%と、おおむね目標に近い水準に達している。このことから、公共職業安定機関における需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。</p> <p>(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等の法令違反が是正され、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数が増加(平成19年度14,472(対前年度比10%増))するなど、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保が有効に図られている。</p>	

(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成19年度約94万件)及び求人情報件数(平成19年度約97万件)については、雇用情勢の改善等により実績の低減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成20年3月31日現在9,900機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

(効率性)

(1) 公共職業安定所数及び職員数が減少し、雇用情勢の改善の動きが弱くなっている中で、前述のとおり、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合は、おおむね目標に近い水準に達しており、公共職業安定機関の需給調整機能は効率的に実施しているものと評価される。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られている。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものである。

(総合的な評価)

(1) 雇用情勢の改善の動きが弱くなっている状況にあって、公共職業安定機関の需給調整機能の強化はますます必要となっているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに十分に評価できるものである。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成19年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、これらの事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。また、労働者派遣事業に係るトラブルや苦情についての派遣元、派遣先事業所の相談先として、より身近で相談しやすい労働者派遣事業に係る具体的なノウハウを持った団体に委託し、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けているところであるが、平成19年度において、当該労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数は14,472件(対前年度比10%増)となっており、労働者派遣事業の円滑な運営が図られているところである。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げている。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
(イ)	施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
(ロ)	見直しを行わず引き続き実施
(ハ)	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	公共職業安定所の求職者の就職率(%) (33%以上/平成19年度)	28.8 【-%】	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.8 【96%】
2	雇用保険受給資格者の早期再就職割合(%) (30%以上/平成19年度)	- 【-%】	13.6 【113%】	14.0 【93%】	15.1 【90%】	29.6 【99%】
3	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】
4	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】
5	労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】
6	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】

(調査名・資料出所、備考)

①指標1、2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。
- ・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険被保険者資格の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始している。なお、平成19年度からは、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させること等のため、再就職手当の有無にかかわらず、受給資格決定件数に対して給付日数の3分の2以上を残して就職した者の割合として集計している。

②指標3～5

資料出所：職業安定局調べによる。

③指標6

資料出所：「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ。)による。

備考：

- ・インターネットによるモニターリサーチ調査。
- ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	(実績評価書の「6. 特記事項」欄の「②各種政府決定との関係及び遵守状況」欄の記述を転記)	

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局雇用開発課(個別目標1, 2, 3, 4, 5)
 職業安定局地域雇用対策室(個別目標6, 7, 8)
 職業安定局建設・港湾対策室(個別目標9, 10)
 職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室(個別目標11, 12)
 職業安定局雇用政策課介護労働対策室(個別目標13)

評価実施時期：平成20年8月

施策名	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること (IV-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
施策の概要	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>○目的等： 中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業・新分野進出等に係る支援 ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>○目的等： 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>○目的等： 雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用 ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>○目的等： 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・港湾労働者の雇用の改善等 ・林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・農林業等への多様な就業の促進 ・介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出等、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進</p> <p>①創業・新分野進出等に係る支援、中小企業における雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防</p> <p>平成19年度の雇用情勢についてみると、完全失業率はおおむね3%台で推移する中、平成20年</p>	

3月における有効求人倍率は0.95倍となり、平成17年6月以来2年9か月振りの低水準となるなど、注意を要する状態にある。

また、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主は未だ少なからず存在しており、労働経済動向調査（厚生労働省）によると、平成20年1月～3月期度に雇用調整を実施した事業所の割合は、13%と前期11%に比べやや増加している。こうした中、引き続き失業者の就労支援や、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し失業の予防を図るとともに、経済活性化や雇用機会創出の中核となる中小企業の雇用管理の改善等を推進する必要がある。

また、景気の回復ペースが落ち込んでいる中、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要がある。

②離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進

雇用のミスマッチが依然として大きく構造調整が進展する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動や労働移動前後の職場体験講習等を効果的に支援することにより、円滑な労働移動の実現に重点的に取り組むことが一層求められている。

③出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進

最近の労働移動の状況を見ると、完全失業率はここ数年低下傾向にあるが、在職者に対する入職及び離職者の割合である労働移動率は横ばいの傾向にある。

（延べ労働移動率：平成12年 30.7%、平成13年 32.0%、平成14年 31.0%、平成15年30.9%、平成16年 31.7%、平成17年34.9%、平成18年 32.2%「雇用動向調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）」）

労働移動が一定割合にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経ずして次の職場に移動できることから、雇用の安定を図るために引き続き重要となっている。

（2）雇用機会の不足している地域における雇用の促進

①雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出

全国的には雇用情勢が改善しているところであるが、改善の動きには地域差がみられる。こうした中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢の改善に向けた意欲が高い地域に対して支援を重点化する必要がある。そのため、地域求職者の雇入れを伴う施設・設備の設置・整備を行う事業主等に対し地域雇用開発助成金を支給することで雇用機会の創出を促進するとともに、地域雇用創造推進事業を積極的に実施することで地域の創意工夫を生かした雇用機会の創出への取組を支援することが求められている。

②地方就職支援、U・Iターン者等の活用

近年、都市生活者の地方生活への関心が高まってきているものの、地方においては、依然として人材不足が問題となっている。さらに、団塊世代の高齢化に伴い、U・Iターンによる就業や起業を目指す高齢者が増加することが見込まれることから、引き続き地方就職希望者に対する相談・援助や広域職業紹介等を実施することにより、人材の地方への移動促進を実施する必要がある。

③積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策

積雪又は寒冷の度が特に高い地域については、事業活動が季節的に変動することから、特定の産業又は事業の季節的業務に就労する労働者（以下「季節労働者」という。）にあっては季節的に離職を余儀なくされる人々が少なくない。これらの季節労働者は、平成18年度においては全国で約22.1万人となっており、そのうち約9割が北海道、東北、北陸等13道県に集中している。

そこで、季節労働者が年間を通じて働く場を確保し、その雇用の安定を図ることが重要であることから、通年雇用奨励金等を設けることにより、季節労働者の通年雇用化を促進する必要がある。

また、沖縄県の雇用失業情勢については、他地域と比較しても非常に厳しい状況であり、特に若年層の失業者が慢性的に滞留していることから、沖縄の地理的・自然的特性、伝統文化等の地域資源を活用した雇用開発のモデルとして、意欲ある起業家を中心に地域が一体となった雇用開発を推進する必要がある。

（3）産業の特性に応じた雇用管理の改善等。

①建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善

建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっており、業界全体として技能の承継や建設労働者の能力開発に取り組みなければならない状況であり、そうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。

また、港湾労働者については、昨今の厳しい経済情勢の中で、港湾運送事業者が労働者を常用労働者からより安価な日雇労働者へ切り替える危惧があるとともに、港湾運送事業における新規事業参入及び運賃・料金等についての規制緩和策の実施など、港湾労働を取り巻く環境に大きな変化が生じてきている。

②林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進

林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は4万7千

人と平成12年度(6万7千人)から減少し、また、50歳以上の者の割合は6割以上を占めている。
また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業等への求職者数が増加傾向にある。

③介護労働者の雇用管理の改善

介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であるが、平成20年度には500万人から520万人程度に、平成26年度には600万人から640万人程度に達すると見込まれている。)、介護分野を労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。

(有効性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金を利した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2人であり、また、事業を継続している割合も97.4%とそれぞれ目標を達成しており、有効に機能していると考ええる。

指標2について、目標(アウトカム:22%)を上回る29.3%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考える。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

指標3について、雇用調整助成金の平成19年度の対象者数は、前年度と比べ約3千人増加し、延べ約13万3千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の5.71%(10%以下)となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っており、目標を達成していることから、本取組は個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

指標5について、出向・移籍による失業なき労働移動を円滑に行うための事業を財団法人産業雇用安定センターにおいて行っている。平成19年度の出向・移籍の成立率は46%と目標値43%を上回っており、有効に機能している。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

指標6について、同奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が15.4%に対して、当該地域内の全適用事業所の増加率が5.2%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能している。

指標7について、平成19年度は、104地域で地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造促進事業を含む)を実施し、実施地域全体で見たと就職件数の実績は、事業実施主体である「地域雇用創造協議会」が設定した目標に対して、目標達成率98.9%とほぼ目標を達成していることから、本事業は地域の雇用機会の創出に有効に機能している。

指標8について、同奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が15.6%に対して、地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率が3.5%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能している。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

指標9の建設雇用改善助成金事業については、事業主等による雇用改善等の取組が一般に費用負担を伴い、経済環境が厳しい時期において後退する傾向にあるところ、助成金の支給により事業主等の負担を軽減しつつ、業界全体として必要な技能の承継や建設労働者の能力開発等の雇用改善の取組を促進できることから、雇用管理等の改善を図るための措置として有効である。

指標10の港湾労働者派遣事業については、派遣元責任者に対して港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行い、派遣先への派遣労働者の氏名の通知、派遣元と派遣先との連絡・調整等の派遣元責任者が扱う職務について、理解を深めた。その結果、港湾労働者派遣制度を利用した港湾労働者の有効な活用方法が派遣先にも浸透し、受入れ体制可能な状況となり、さらに、事業の実施においては港湾労働法に基づく指定法人により求人と派遣可能である労働者の効率的なあっせんを行われることで、派遣成立割合が高い水準で維持されていると考えられることから、有効である。

指標11について、林業は、不安定な雇用、立ち後れた労働条件や福祉水準といった課題からくる労働者の減少と高齢化が進んでいるため、林業事業体の雇用管理改善を促進し、林業労働者の雇用の安定を図るとともに、魅力ある職場づくりを進めることによって、新たな労働力の確保を図ることが必要である。

このため、新たに林業への就業を希望する求職者に座学や実習の講習等を行う林業就業支援事業を実施したところ、林業就業支援事業修了者の就職率は68%と目標値を上回り、林業への円滑な就業の支援が有効に機能していると考えられる。

指標12について、公共職業安定所に設置した就農等支援コーナーでの、平成19年度の利用者に占める就職、あっせんの割合は34.5%と目標の35%以上には及ばなかったものの前年度より改善してきており、失業者の希望や能力に応じた農林業等への多様な就業等の支援に有効に機能して

いると考えられる。

(効率性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採るなど、効率的に行われている。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考える。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われている。

指標4については、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図ることであり、求職活動等支給付金にかかる離職後3か月以内の平成18年度における就職率(平成19年度は未集計)は34.5%と目標値を上回っており、平成19年度の達成状況については今後、注視していく必要はあるものの、現段階においては効率的に再就職への支援が行われている。

指標5については、労働力の産業間、企業間移動に関する企業ニーズに対応するため、産業界の相互協力により設立された財団法人産業雇用安定センターの積極的な情報の収集及び提供並びに相談により、効率的な労働移動が行われているものと考える。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

指標6について、事業所の設置・整備、雇入れ直後に第1回目の支給を行い、その後、1年おきに労働者の定着している事業所に対して、2回目、3回目の支給を行う方式を採っており、雇入れた労働者の雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、当助成金は効率的に機能していると評価できる。

指標7については、地域雇用創造推進事業は、地域が自発的に提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選択し委託する方式を採っており、各地域のニーズにきめ細かく対応した雇用創出が可能なることから、地域に対する効率的な支援が行われていると評価できる。

指標8について、雇入れ後、半年おきに労働者の定着している事業所に第1回目、第2回目の助成金の支給を行う方式を採っており、雇入れた労働者の雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、当助成金は効率的に機能していると評価できる。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

指標9の建設雇用改善助成金事業については、建設労働者の雇用の改善等を図るための措置が、企業の収益に直接結びつくものではなく、経営環境が厳しい個別の事業主の中には、自らの企業努力での取組を講ずることが困難な所も多いことから、事業主団体及びその連合団体とともに取り組んでいくものであり、効果的な手段である。

指標10の港湾労働者派遣事業については、派遣元責任者に対して、港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行ったことにより、制度の理解が深まり、派遣成立割合が高い水準で維持されていることから雇用の改善等に効率的であると考える。

指標11の雇用管理改善セミナーについては、各都道府県における林業の実情に詳しい林業関係団体を委託先としており、その結果として、先例事例などを活用した雇用管理改善に取り組むことが可能となっており、効率的である。

また、職業講習会・就職ガイダンスについては、地域のニーズに応じた効率的な実施をするため、開催地域をブロック単位として実施しており、林業の実情に詳しい林業関係団体において、林業分野への求職ニーズが高い地域を中心として、林業求職者等に職業体験等を実施し、職業理解を促進しており、林業労働力確保を図る上で効果的である。

指標12の農林業等の就業等を希望する者の多くは、農林業等に対する経験・知識の不足や住居の移転を伴うなど農林業等に就職した際の就業環境等を明確に掴めない状況にあるため、農林業等への就業等を希望する者に対して職業理解を促進する上で、新規就農相談センター等と連携して、農林業等関係情報の一元化を図り、幅広い情報提供をワンストップで行っていくことは効率的である。

(総合的な評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成19年度実績は目標を上回っており、中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

雇用調整助成金に関する指標3及び労働移動支援助成金に関する指標4(未集計のため今後変

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

更あり)、財団法人産業雇用安定センターに関する指標5について、実績はいずれも目標を上回っており、事業縮小の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

地域雇用開発助成金に関する指標6及び指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。また、地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造促進事業を含む)に関する指標7についても、実績はほぼ目標を達成していることから、雇用機会の不足している地域における雇用の促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

建設教育訓練助成金に関する指標9、港湾労働者派遣事業に関する指標10、林業就業支援事業に関する指標11、介護基盤人材確保助成金に関する指標13で、実績はいずれも目標を上回っており、就農等支援コーナーに関する指標12の実績については目標に及ばなかったものの前年度より改善していることから、産業の特性に応じた雇用管理の改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
(イ)	施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
(ロ)	見直しを行わず引き続き実施
(ハ)	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	施策目標の達成に向けて着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均雇用労働者数(人) (2人以上/平成19年度)	—	—	2.4	2.3	2.0
		【—%】	【—%】	【120%】	【115%】	【100%】
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成19年度)	—	—	97.0	97.5	97.4
		【—%】	【—%】	【108%】	【103%】	【103%】
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上/平成19年度)	—	—	—	25.0	29.3
		【—%】	【—%】	【—%】	【114%】	【133%】
3	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額の割合(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成19年度)	3.54	5.71	—	—	—
		【—%】	【134%】	【—%】	【—%】	【—%】
4	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上/平成19年度)	28.3	33.6	34.4	34.5	集計中
		【—%】	【—%】	【115%】	【101%】	【—%】
5	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (43%以上/平成19年度)	39.2	40.2	40.2	46.5	45.9
		【—%】	【—%】	【100%】	【115%】	【107%】
6	地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(%) (地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る/平成19年度)	—	—	121.2	157.8	154.6
		(—)	(—)	(0.7)	(0.8)	(5.2)
		【—%】	【—%】	【—%】	【—%】	【2,973%】

7	地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）利用求職者等の就職件数（件） （地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成19年度）	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	8,155 (7,214) 【113%】	9,744 (8,329) 【117%】	6,847 (6,921) 【99%】
8	地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る／平成19年度）	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	29.3 (0.9) 【-%】	29.0 (3.5) 【-%】	15.6 (3.5) 【446%】
9	建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率（%） （80%以上／平成19年度）	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	98.4 【164%】	84.6 【106%】
10	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合（%） （80%以上／平成19年度）	92.7 【-%】	89.9 【-%】	90.9 【-%】	92.5 【116%】	93.2 【117%】
11	林業就業支援事業修了者の就職率（%） （67%以上／平成19年度）	- 【-%】	- 【-%】	63.4 【-%】	67.1 【106%】	67.7 【101%】
12	就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合（%） （35%以上／平成19年度）	- 【-%】	33.1 【-%】	34.9 【-%】	32.9 【94%】	34.5 【99%】
13	介護基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合（%） （85%以上／平成19年度）	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	97.4 【122%】	96.0 【113%】

（調査名・資料出所、備考）

①指標1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合である。

②指標2

資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。

③指標3

資料出所：職業安定局調べによる。

④指標4

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：平成19年度の数値は年度終了後3か月経過以降に確定するため、現在集計中である。

⑤指標5

資料出所：財団法人産業雇用安定センターの調べによる。

備考：財団法人産業雇用安定センターは、企業間の労働移動を円滑に行い、出向・移籍の成立に導くこととしている。目標として設定した出向・移籍の成立率は、成立件数/送出情報の件数により算出する。

⑥指標6

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。

⑦指標7

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造促進事業については平成17年度、地域雇用創造推進事業については平成19年度から実施している。

⑧指標8

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。

⑨指標9

資料出所：本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査（職業安定局調べ、平成18年度より調査開始。）による。

⑩指標10
 資料出所：職業安定局調べによる。
 備考：港湾労働者派遣事業の実施において、港湾労働法に基づく指定法人が、求人と派遣可能である労働者のあっせんを行っている。本指標は派遣可能である労働者のうち、求人の条件等と適合し、派遣が成立した者の割合である。

⑪指標11、12
 資料出所：職業安定局調べによる。
 備考：就農等支援コーナーは、平成15年7月より運用している。

⑫指標13
 資料出所：助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査（都道府県労働局調べ。）による。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	(実績評価書の「6. 特記事項」欄の「②各種政府決定との関係及び遵守状況」欄の記述を転記)		

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局雇用保険課(個別目標1, 2)

<p>施策名</p>	<p>雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること (IV-4-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○目的等 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 雇用保険制度のうち失業等給付関係については、平成6年度以降毎年度赤字が続き、特に平成10年度から平成12年度にかけては3年連続で1兆円前後の赤字を記録した。これらを踏まえ、平成13年度から給付体系の見直し、保険料率の引上げ、国庫負担の原則復帰等の制度改革が実施に移されたものの、その後の労働市場において、構造的摩擦的失業率の上昇が続く中で雇用保険受給者が増加する一方、常用雇用労働者の減少、パートタイム労働者の増加、賃金水準の低下により保険料収入が減少するなど構造的な変化が進んだことから、制度創設以来最も厳しい財政状況にあった。 こうした状況を背景として、平成15年5月に、雇用のセーフティネットとしての雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について ①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を行った。 また、平成19年4月に、行政改革推進法を踏まえ、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、以下の事項を内容とする雇用保険法等の改正を行った。 ① 行政改革推進法に沿った見直し 失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し、保険料率の見直し、雇用保険三事業及び労働福祉事業の見直し、船員保険制度の統合など ② 直面する課題への対応 被保険者資格及び受給資格要件の一本化、育児休業給付制度の拡充、教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直しなど</p> <p>(有効性) 雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により、毎会計年度において、徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図るために有効な制度設計となっている。 平成18年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来すことはなかった。</p> <p>(効率性) 上記「有効性の観点」でも述べたとおり、一定の場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。</p> <p>(総合的な評価) 平成15年5月の制度改革等の効果や、景気・雇用情勢の回復なども相まって、平成19年度の受給者実人員(567千人(年度月平均))は平成15年度の受給者実人員(839千人(年度月平均))から年々減少しており、基本手当給付額も18年度より減少する見込みである(個別目標2のアウトプット指標5及び6参照)。このため、失業等給付関係については、平成19年度においても収入が支出を上回る見込みである。(なお、平成19年の雇用保険法改正において、平成19年4月より保険料率を引き下げたところである。) このように、安定的な収支バランスで推移しており、就職活動を容易にするための保障等に支障を来すことはなかったと考える。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
 - ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
- (理由)
 施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、現在の取り組みを続けることとするが、事務経費等の効率的執行に努めるなど、全体としては予算規模を前年度より縮小する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(実績評価書の「3. 施策目標に関する評価」の「施策目標に係る指標」欄を転記)

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
収支バランス(失業等給付関係)						
1	収入額 (単位:億円) (一)	25,321 【-】	25,377 【-】	28,978 【-】	28,764 【-】	集計中 【-】
2	収入額(うち保険料収入額) (単位:億円) (一)	20,242 【-】	20,435 【-】	23,856 【-】	24,528 【-】	集計中 【-】
3	支出額 (単位:億円) (一)	21,321 【-】	17,416 【-】	16,972 【-】	15,261 【-】	集計中 【-】
4	支出額(うち失業等給付費) (単位:億円) (一)	19,618 【-】	14,672 【-】	13,772 【-】	12,803 【-】	集計中 【-】
5	積立金残高 (単位:億円) (一)	8,064 【-】	16,026 【-】	28,032 【-】	41,535 【-】	集計中 【-】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:労働保険特別会計雇用勘定の決算による。 備考:平成19年度の指標は9月に公表予定である。						
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/wp/vosan/other/svocho06/dl/7.pdf						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	(実績評価書の「6. 特記事項」欄の「②各種政府決定との関係及び遵守状況」欄の記述を転記)		

平成20年度実績評価書要旨

担当部署名: 職業能力開発局実習併用職業訓練推進室、能力開発課、
育成支援課、キャリア形成支援室、能力評価課

評価実施時期: 平成20年8月

<p>施策名</p>	<p>労働市場のインフラを充実すること</p> <p>(V-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標 1 労働市場のインフラを充実すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 雇用情勢については、有効求人倍率が低下傾向にあるなど、注意を要する状態にある。また、フリーターといわれる不安定な就労を繰り返す者の数は、平成19年は181万人と減少しているものの、このうち、25歳～34歳の年長フリーターの数は92万人と高止まりしている。また、若年無業者(いわゆるニート状態にある若者)の数についても平成19年で62万人と高水準で推移している。</p> <p>このように若年者を中心として、労働力需給のミスマッチは依然として大きいことから、一定の職業能力開発の機会を確保し、地域における企業の人材ニーズに合致した多様な職業訓練を効果的に実施することが必要であるとともに、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等のこれまで職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対して、能力向上を図り、安定的な雇用への移行を促進する施策が求められている。</p> <p>また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中でキャリア・コンサルティングの重要性が増している。</p> <p>(有効性) 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率が目標値である65%を上回っていること、また、公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率が目標値である80%をわずかに下回っているものの、目標達成率は98.1%に達成しており、引き続き公共職業訓練(離職者訓練)を実施することは、労働市場のインフラを充実するために有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 公共職業訓練(離職者訓練)は、施設内で国((独)雇用・能力開発機構が実施)又は都道府県が自ら行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、民間の活力を効果的に活用するという観点から、効率的な施策であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 公共職業訓練(離職者訓練)は、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練であり、離職者を再就職につなげていく観点から有効な施策である。また訓練の実施に当たって、施設内で国又は都道府県が自ら行うほか、民間教育訓練機関等へ委託して実施するなど効率的な施策の実施に努めており、総合的に効果的な施策であると評価できる。</p> <p>なお、職業訓練の受講に当たり、ジョブ・カード制度における職業訓練を受講する者やネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定就労に従事する者に対し、職業訓練期間中に生活保障を行う必要性等も高まってきていることから、当該事情にも配慮しつつ施策を実施していくことが求められる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div data-bbox="391 1742 1230 2063" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討</p> <p>(理由)</p> <p>公共職業訓練の修了者の就職率について、指標1は目標を上回っており、指標2について目標をわずかに下回っているものの、目標達成率は98.1%に達していることから、再就職の実現に向けて十分効果的な施策であると考えられる。若年者を中心として労働力需給のミスマッチが依然として大きい中で、一定の職業能力開発の機会を確保するなど労働市場のインフラを充実させることは非常に重要である。従って、当該施策については引き続き実施していく必要がある</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 公共職業訓練(離職者訓練(委託訓練))の修了者における就職率(単位:%) (65%以上/平成19年度)	52.2 【80.3%】	59.8 【92.0%】	65.1 【100.2%】	68.2 【104.9%】	69.8 (速報値) 【107.4%】
2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(単位:%) (80%以上/平成19年度)	69.8 【87.3%】	76.6 【95.8%】	78.0 【97.5%】	79.7 【99.6%】	78.6 (速報値) 【98.1%】
(調査名・資料出所・備考) ・ 指標は職業能力開発局調べによるものであり、訓練修了3ヶ月後の就職率である。 ・ なお、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年10月に確定値を公表予定である。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		「成長力強化への早期実施策」(経済対策閣僚会議決定)	平成20年4月4日
	5つの安心プラン(政府発表)	平成20年7月29日	ジョブ・カード制度の整備・充実 ジョブ・カード制度(キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業現場・教育機関等で訓練を行い、そこでの能力評価や職務経歴等の情報を就職活動に活用する仕組み)の整備・充実を図るため、訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業への支援の拡充、訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業能力開発局能力評価課

		政策体系上の位置付け										
施策名	技能継承・振興のための施策を推進すること (V-3-1)	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること										
施策の概要	我が国の産業競争力の基盤となる高付加価値製品の生産、質の高いサービスの提供のために不可欠な「現場力」（ものづくりの現場をはじめさまざまな現場における実践的な経験に裏打ちされた技能・技術、問題解決能力、管理能力）やそれを支える人材の育成・確保を図るための取組を総合的に推進する。											
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 2007年以降数年間は、団塊世代の大量退職により高度なものづくり技能が喪失されるいわゆる「2007年問題」が懸念されている。製造業の事業所のうち46.2%が、団塊世代の退職などが技能継承上問題があるとしており、「問題がある」とする事業所のうち技能継承の取組を行っているが、対応上になんらかの問題があるとする事業所は83.1%に上っている(厚生労働省「能力開発基本調査」(2007年))。 このため、団塊世代の大量退職に備え、各企業における技能継承が円滑に進むよう、実効性のある施策を展開する必要がある。 また、若年層のものづくり離れが問題となっており、製造業における新規学卒入職者数(2005年)は18万5百人と前年に比べ20.1%増加したが、ピーク時である1992年の34万3百人の約半分(53.0%)と、依然として低い水準に留まっている(厚生労働省「雇用動向調査」)。 このような中で、平成19年11月に開催された2007年ユニバーサル技能五輪国際大会は技能五輪国際大会と国際アビリンピックが史上初めて同時開催されたものであるが、両大会共に日本選手団が好成績を収めるとともに、来場者数も予想を大きく上回り、ものづくり技能の魅力や重要性を多くの国民に認識してもらう契機となった。今後は、この技能尊重気運を一過性のものとせず、ものづくり技能の魅力や重要性に対する認識をさらに高め、若年者の就業意欲の喚起や円滑な技能の継承といった、具体的な成果につなげていくことが重要である。</p> <p>(有効性) 若年者向けである3級技能検定の受検者数が目標値を上回る水準(速報値)を維持しており、技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など当該施策は技能の振興及び技能継承に有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など前年同様の事業を展開する中で、3級技能検定の受検者数が増加していることから、より効率的に事業を実施できたと評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 3級技能検定の受検者数が目標値を上回り、毎年増加していることは、ものづくり企業の次代を担う若年者が増加していると考えられることから、技能継承・振興のための施策を推進するという施策目標を達成する上で有効かつ効果的な施策であると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">2 評価結果への政策への反映の方向性</td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>機構・定員要求を検討</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。</td> </tr> </table>		2 評価結果への政策への反映の方向性		i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)	ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討	iii	機構・定員要求を検討	(理由) 施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。	
	2 評価結果への政策への反映の方向性											
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)											
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討											
iii	機構・定員要求を検討											
(理由) 施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。												

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) *【 】内は目標達成率 (実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 3級技能検定の受検者数(単位: 人) (前年度実績(141,102人) 以上/平成19年度)	72,306 【119.9%】	78,337 【108.3%】	105,349 【134.5%】	141,102 【133.9%】	156,439 【110.9%】
(調査名・資料出所、備考) ・中央職業能力開発協会及び職業能力開発局調べによる。					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	○職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議	平成18年5月11日参議院厚生労働委員会、6月9日衆議院厚生労働委員会	・「「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功に万全を期すとともに、同大会を契機として、技能とものづくりの振興に積極的に取り組むこと。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部署名：雇用均等・児童家庭局

		政策体系上の位置付け
施策名	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること (VI-4-1)	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
施策の概要	児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成18年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる37,323件となるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。こうした状況を踏まえ、平成19年5月、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等の規定の整備等を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成20年4月より施行されたところである。</p> <p>また、配偶者からの暴力(以下「DV」という。)の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件(19.2%)から平成18年度22,315件(29.6%)と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性) 住民に身近な市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されているとともに、児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化が進んでいる(※1)。</p> <p>また、より家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行えるよう、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進むなど、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示している(※2)。この小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置をさらに推進するため、平成20年7月1日から小規模グループケアを1施設あたり2か所まで指定できることとしたほか、地域小規模児童養護施設の複数設置の際の要件を緩和したところである。</p> <p>さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価している。</p> <p>(効率性) 住民に身近な市町村において関係機関が児童に係る情報や考え方を共有し、適切な対応を図るための連携等の体制整備が進んでおり、効率的であると認められる。</p> <p>(総合的な評価) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)を設置する市町村数は、平成15年度と19年度を比較すると、約1.6倍となり、婦人相談員の設置数も、平成15年度以降年々増加している。また、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置については、平成21年度の達成水準とはまだ開きがあるが、設置要件の緩和等目標達成に向けた取組を行っている。これらのことから、児童虐待やDVへの支援体制の充実が図られているものと評価できる。</p> <p>※1 虐待防止ネットワークは、児童虐待防止の機能を持つ市町村域での関係機関・団体等の任意のネットワークをいう。 また、要保護児童対策地域協議会は、ネットワークの構成員に守秘義務を課す、関係機関の調整を図る機関を設置する等、ネットワークの機能をさらに強化し、平成16年より児童福祉法上に位置づけられたものであり、平成20年度より、市町村における設置が努力義務化されている。</p> <p>※2 小規模グループケアは、できる限り家庭的な環境の中で養育を行うために、施設におけるケア形態を小規模化したものである。小規模グループ化するメリットとして、より家庭的な雰囲気の中で、きめ細やかなケアを行うことが可能になること、また、専属職員の配置により、子どもとの安定的な人間関係が構築</p>	

され信頼関係がより強固なものとなることが挙げられる。

また、地域小規模児童養護施設は、家庭への復帰が困難な児童等を対象に、既存の住宅等を利用して、一般家庭に類似させた中で養育するものである。メリットは、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育を実施することにより、入所児童の社会的自立を促進することにある。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。 また、婦人保護施設への常勤心理療法担当職員の配置については、施設における取組が十分に進んでいないが、DV被害者をはじめとする婦人保護施設利用者への心理的支援のために必要であり、引き続き都道府県及び婦人保護施設に対し配置を働きかけていくものである。 入所者に対する心理的ケアを継続的に行い深刻な被害の回復を図るとともに、被害者の自立を支援する職員に対する適切な助言等を行うなど、DV被害者等への支援体制の充実を図るといった観点から、心理療法担当職員の常勤化のニーズは高い。 今後、新規及び現在雇い上げの心理療法担当職員について、婦人保護施設の職員としての適性・能力の有無を適正且つ迅速に見極め、常勤化へ早期に移行するよう都道府県及び婦人保護施設に対し促していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	967 【-】	1,243 【-】	1,224 【-】	1,271 【-】	1,536 【-】
2	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(単位:自治体) (全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度)	-	-	43 【-】	64 【-】	66 【-】
3	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所/平成21年度)	40 【-】	280 【-】	375 【-】	440 【-】	503 【-】
4	婦人相談員の設置数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)	840 【104.3%】	866 【103.1%】	904 【104.4%】	915 【101.2%】	980 【107.1%】

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	男女共同参画基本計画(第2次)(閣議決定)	平成17年12月27日	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 ○児童虐待への取組の推進
	子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)	平成16年12月24日	・虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置 ・育児支援家庭訪問事業を平成21年度までに全市町村で実施 ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を今後5年間で全都道府県・指定都市で実施 ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備 などに取り組むとともに、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿では、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる(児童虐待死の撲滅を目指す)」
	新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定)	平成18年6月20日	(1) 子育て支援策 ⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 (3) その他重要な施策 ④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：社会・援護局保護課

社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

評価実施時期：平成20年8月

政策体系上の位置付け

<p>施策名</p>	<p>生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること (VII-1-1)</p>	<p>基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 生活保護制度は、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ることを目的としており、いつの時代も健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットである。平成7年度以降、保護率(人口に対する生活保護受給者数の割合)は上昇し、平成18年度において11.8%となっている。 今日の生活保護を取り巻く環境は、生活保護受給世帯においては、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、配偶者からの暴力、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど社会的な絆が希薄な状態にある。加えて、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。一方、保護の実施機関である自治体の福祉事務所においては、これまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、生活保護受給世帯の抱える課題の複雑化と生活保護受給世帯の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。 また、医療扶助等において不正受給事件が発生する一方、生活保護の相談の段階や保護廃止決定を行う際に保護の適用に関してきめ細やかな対応を必要とするケースも見受けられた。 このため、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるには、生活保護を受けるべき者が受け(漏給防止)、受けるべきでない者が受けず(濫給防止)、また保護を受けている者もその者の能力に応じた自立を目指す(自立支援)ことが求められている。</p> <p>(有効性) 自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。</p> <p>(効率性) 生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。</p> <p>(総合的な評価) 自立支援プログラムには、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活において自立した生活を送ることを目指すプログラム、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムがあり、各プログラムの目的・内容が様々であることから、定量的な評価は困難であるが、導入初年である平成17年度の参加者28,028人に比べ、平成18年度の参加者は60,555人、平成19年度の参加者は76,695人と着実に増えていることから、生活保護受給者の自立の助長に資していると認められる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) <input checked="" type="radio"/> 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在、着実に実績を上げつつあるが、生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	28,028 【-】	60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。 ※「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	・「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的な目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。
	「福祉から雇用へ」推進5か年計画	平成19年12月26日	・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：社会・援護局地域福祉課
社会・援護局福祉基盤課

評価実施時期：平成20年8月

施策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること (VII-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
施策の概要	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。 しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。</p> <p>(有効性) ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成19年度中に退所した者の約60%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、地域福祉計画の策定率は平成15年度の10.4%から平成19年度の38.4%へ、日常生活自立支援事業の利用契約者数は平成15年度の6,252人から平成18年度の7,626人へ増加しており、地域の要援護者に対する支援の推進に有効性があると認められる。</p> <p>(効率性) ホームレス総合相談推進事業等によりホームレス個々の状況に応じて、効率的に自立が図られている。 また、地域福祉推進の一環として、日常生活自立支援事業や地域福祉等推進特別支援事業等をメニュー事業として実施しており、地域の実情に応じた事業の実施を図っている。</p> <p>(総合的な評価) ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。 また、「ふれあい・いきいきサロン」の設置数についても、平成18年度以降は調査を実施していないが、平成15年度と比較すると増加傾向にある等、地域福祉の推進に向けて着実に事業が展開されていると評価できる。 苦情受付件数に占める解決件数の割合についても、平成16年度以降95%以上と目標を達成しており、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由)</p> <p>個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p> <p>個別目標2については、地域の要援護者に対する支援の促進が着実に進められていると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p> <p>個別目標3については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合が平成16年度以降95%以上を示し施策目標を達成しており、現行の苦情解決事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。 なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金において、日常生活自立支援事業、地域福祉等推進特別支援事業等の事業を実施し、地域福祉の推進を支援してきたところであるが、平成20年度においては、地域福祉活性化事業等の新規事業を実施するとともに、既存の事業についても見直し、充実等を行っているところである。また、平成20年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書が取りまとめられたところであり、本報告書を踏まえ、今後、よりいっそうの地域福祉の推進を図ることとしている。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (-)	3,322 【-】	3,588 【-】	3,546 【-】	3,734 【-】	3,796 【-】
2	ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上/毎年度)	26,729 【136.0%】	-	39,496 【-】	-	-
3	苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)	94.9 【99.9%】	95.7 【100.7%】	95.0 【100.0%】	96.7 【101.8%】	95.1 【100.1%】

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	なし		

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

施策名	災害に際し応急的な支援を実施すること (VII-3-1)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策の概要	災害発生時に、要援護者に対して、適切な福祉サービスを提供すること。	
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 我が国は、気候、風土の変化に富み、それだけに自然の猛威を受けやすい地理的、気象的条件を有しているため、古くから多くの災害に見舞われている。災害発生時には迅速な対応が求められるが、特に、高齢者や障害者など災害に弱いとされる災害時要援護者に対する避難支援対策が喫緊の課題となっており、各自治体において十分な対策がとられるよう、国として支援していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 避難所の設置により、住民の生命に危険をもたらすおそれのある住居等から安全な場所に避難させるよう措置がとられており、避難所設置によって有効な応急救助が実施されている。</p> <p>(効率性) 避難勧告後または地震発生後、直ちに必要量の避難所が設置されており、住民の生命の安全が迅速に確保されていることから、効率的な応急救助が実施されている。</p> <p>(総合的な評価) 避難勧告が出された地域の住民全員が、安全な場所に避難できるよう避難所が設置されており、公平性の観点においても、的確な応急救助が実施されている。 平成19年度に災害救助法が適用された15件については、速やかに避難所が設置され、国の助言等により適切な応急救助が行われたものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>(理由) 施策目標に掲げる「災害に際し応急的な支援を実施すること」は、災害救助法の目的そのものであり、今後も必要な救助を行うとともに、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る必要があることから、見直しは行わず引き続き実施するものである。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標						
(達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (一)	-	-	-	-	-
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、災害が発生した場合に、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。 ・過去5年間の災害救助法の適用件数は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 14市町村 平成16年度 150市町村 平成17年度 38市町村 平成18年度 21市町村 平成19年度 15市町村 ・平成19年度に災害救助法が適用された災害の15市町村の内訳は、大雨災害1件(1町)、地震10件(8市1町1村)、台風3件(2市1町)及び低気圧による災害1件(1町)であり、個別の状況については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年熊本県大雨災害 平成19年7月6日 <ul style="list-style-type: none"> 2:49 宇城八代・天草地方に大雨洪水警報 10:40 下益城郡美里町に避難勧告 10:40 下益城郡美里町避難所設置 ○平成19年新潟中越沖地震 平成19年7月16日 <ul style="list-style-type: none"> 10:13頃 地震発生 10:25 上越市避難所設置 10:30 出雲崎町避難所設置 10:30頃 柏崎市避難所設置 11:00頃 長岡市避難所設置 11:00頃 刈羽村避難所設置 <p>※小千谷市、三条市、十日町市、燕市及び南魚沼市については、避難所は設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風5号<宮崎県> 平成19年8月2日 <ul style="list-style-type: none"> 8:55 高千穂地区に大雨洪水暴風警報 18:45 西臼杵郡日之影町に避難勧告 <p>※西臼杵郡日之影町については、避難所は設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風11号及び前線による大雨にかかる災害<秋田県> 平成19年9月17日 <ul style="list-style-type: none"> 4:28 北秋鹿角地域、能代山本地域に大雨洪水警報 18:05 北秋田市に避難勧告 18:05 北秋田市避難所設置 22:40 能代市に避難勧告 22:40 能代市に避難所設置 ○2月23日から24日にかけての低気圧による災害<富山県> 平成20年2月24日 <ul style="list-style-type: none"> 4:10 東部北地域に波浪警報 6:28 下新川郡入善町に避難勧告 6:28 下新川郡入善町避難所設置 						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	なし		

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部署名：社会・援護局援護企画課外事室

		政策体系上の位置付け
施策名	<p>戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること</p> <p style="text-align: right;">(VII-5-2)</p>	<p>基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること</p>
施策の概要	<p>戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。また、硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑については、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。 一方で、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。</p> <p>(有効性) 慰霊巡拝事業については、戦没者遺族からの要望の多い旧主戦場地域やシベリア等を巡拝するとともに、巡拝への参加に必要な医師の診断書の提出を参加決定後にするなど遺族が参加しやすい仕組みの整備に努めており、戦没者遺族に対する慰藉をするために、有効であるといえる。</p> <p>(効率性) 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集に基づき計画的に実施しており、効率的に行っているといえる。</p> <p>(総合的な評価) 戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、戦没者遺族の慰藉という目標の達成に向けて進展があった。 平成19年度においては、慰霊巡拝については全12回、遺骨収集等事業についても遺族等の関係者とともに全27回実施し、全ての巡拝を滞りなく実施することができ、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>(理由) 戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少したことにより、特に南方地域において、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から概ね3年間をかけて、海外未送還遺骨の集中的な情報収集を、民間団体に委託して実施しているところであるが、事業の成果について分析した結果、民間団体に対する徹底した指導、助言を行いつつ、現地調査員の恒常的な雇用及び現地政府機関等に対する協力を依頼する等、国の協力体制を構築する必要があるとの結論が得られたことから、新たに定員要求することとしたものである。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	遺骨収集等事業の実施数(単位:回) (-)	32 【-】	35 【-】	27 【-】	26 【-】	27 【-】
2	慰霊巡拝の実施数(単位:回) (-)	12 【-】	13 【-】	13 【-】	10 【-】	12 【-】
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局業務課

施策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること (VII-5-4)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策の概要	恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 旧陸海軍の人事資料については、恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成や、遺族等からの照会などに使用されるが、作成されてから数十年を経過しているため、損傷が激しいものも多く、適切に保管するための作業を進める必要がある。 また、恩給請求書の進達については、現在、恩給請求者の高齢化が進んでいることから、その進達業務を迅速かつ適切に行うことが求められている。</p> <p>(有効性) 旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものも多いため、そのデータベース化を行うことは、適切な整備保管のために有効な施策であるといえる。</p> <p>(効率性) 旧陸海軍の人事資料に係る情報のデータベース化により、①情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速化していること、②長期的な保管が可能となることから、効率性の向上に寄与していると言える。</p> <p>(総合的な評価) 旧陸海軍の人事資料のデータベース化については、当初、データベース化する箇所の検討や資料の整備等に時間を要したことから、進展状況は全体の14%に留まっているが、今後4年間においては、データベース化の作業に専念できることから、平成23年度までには 全ての情報のデータベース化を終了することとしている。 また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合については、平成19年度は80%と目標達成には至らなかったが、これは従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務を行う必要があったことが原因である。しかし、目標達成率は平成18年の67%から上昇しており、処理件数自体は相当増加していること、従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務は収束傾向にあることから、今後も事務処理の向上や資料の整備等をはかることにより、目標の確実な達成を目指していくこととしている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p style="margin-left: 20px;"><input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p style="margin-left: 20px;">(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p> <p>(理由)</p> <p>旧陸海軍の人事資料の適切な整備保管については、平成16年度から8年間の計画で平成23年度までに終了させることとなっており、データベース化に向けた着実な進展があることから、今後とも、引き続き実施していくこととしている。また、恩給の進達業務についても、当該業務を適切に実施するよう関係機関及び関係遺族から求められており、また、平成19年度は、平成18年度に比較して達成水準へむけた進展があったことから、今後とも、引き続き実施していくこととしたい。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度)	—	0.1 【—】	7.9 【—】	10.0 【—】	13.7 【—】
2 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)	(100)	(100)	(100)	67 (100)	80 【80.0%】
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。 ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。 					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課、
企画課自立支援振興室

評価実施時期：平成20年8月

<p>施策名</p>	<p>障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p> <p>(Ⅷ-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 平成18年10月より障害者自立支援法を完全施行し、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的改革を行った。(別添参照)同法における利用者負担については、原則一割の負担ではあるが、月額負担上限の設定や、収入・預貯金の少ない方に対するきめ細やかな配慮措置を講じている。施行後においては、利用者負担に対する意見等を踏まえ、本改革をより円滑に推し進めるための様々な措置を講じているところであり、今後とも、就労支援や地域移行などを中心とした、法の趣旨に即した取組を進めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 障害者自立支援法の施行により、一般就労への移行を支援する就労移行支援事業を創設するなど日中活動系サービスを充実などの体制整備を進めるとともに、地域における生活の場としてグループホーム・ケアホームの整備の充実させるなどの施策を実施している。これらの施策により、障害者の地域における自立を支援し、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っている。</p> <p>(効率性) 各市町村・都道府県においては、障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画において数値目標を設定し、一般就労に移行するための基盤整備や地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの整備など障害福祉サービスの計画的な整備を計画的・効率的に進めている。 また、地域の障害者の実情やニーズに即した社会参加を促進するための支援として、地域生活支援事業をメニュー事業として実施している。</p> <p>(総合的な評価) 各市町村・都道府県においては、障害者自立支援法に基づき障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画をもとに、障害者の地域での生活基盤等の整備が効率的に進められており、この結果、グループホーム・ケアホームの利用者数が毎年着実に増加している。 また、障害者や事業者のおかれている状況を踏まえ、平成19年度中に、①低所得者を中心として利用者負担の負担上限額の更なる引き下げ等の利用者負担の見直し、②通所サービスにかかる単価の引き上げ等の事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備にかかる財政支援といった内容を盛り込んだ「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」を決定、平成20年度に向けて予算措置を行ったところである。 これらの取り組みにより、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。 (※太字部分は重点評価課題該当部分)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由)</p> <p>個別目標1については、自立支援法に基づき、地域の実情を踏まえた障害福祉計画に基づきサービスの基盤整備が進んでいると評価できることから、引き続き施策目標として継続していく。</p> <p>個別目標2については、工賃倍増5か年計画に基づき実施する事業に対して支援を行う工賃倍増計画支援事業の実施などにより、今後着実に効果が現れてくると考えられており、引き続き、施策目標として実施することとする。</p> <p>個別目標3については、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業において、コミュニケーション支援等の様々な支援を行っており、市町村における事業の実施体制整備が着実に進んでいると評価できるため、引き続き施策目標として継続する。</p> <p>個別目標4については、精神科救急医療センターの整備が着実に増加しており、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、施策目標として実施することとし、なお一層の整備を図ることとする。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(実績評価書の「3. 施策目標に関する評価」の「施策目標に係る指標」欄を転記)

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 グループホーム・ケアホームの月間の利用者数(単位:万人) (4.5万人以上/平成19年度)	2.4 【-】	2.8 【-】	3.4 【-】	3.7 【-】	今後集計予定
2 訪問系サービスの月間の利用時間数(単位:万時間) (376万時間以上/平成19年度)	-	-	-	316 【-】	今後集計予定
3 日中活動系サービスの月間のサービス提供量(単位:人日分) (713万人日分以上/平成19年度)	-	-	-	637 【-】	今後集計予定
4 一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度)	0.2 【-】	-	0.2 【-】	-	-

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
 また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。
 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
 ・指標2は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
 また、平成17年度以前は、「訪問系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。
 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
 ・指標3は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
 また、平成17年度以前は、「日中活動系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。
 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
 ・指標4は、平成15年度は「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)により、平成17年度は「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していない。当該指標については、その調査実施の要否や、実施するとした場合の調査方法等も含め、今後検討する。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会福田総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。」
	成長力底上げ戦略(成長力底上げ戦略構想チーム基本構想)	平成19年2月15日	「工賃増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、「福祉から雇用へ」推進5か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。 ①「工賃増5か年計画」を全国で策定、推進 ・平成19年度中にすべての都道府県において「工賃増5か年計画」を策定。関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5年間で平均工賃の倍増を目指す。 ②企業的な経営手法の活用 ・民間企業の有するノウハウや技術を積極的に活用。このため、コンサルタントの派遣、企業OBの紹介・あっせん等により、商品開発や市場開拓、障害者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境の改善等を推進。 ③工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置 ・障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：年金局総務課・年金課・国際年金課・数理課

<p>施策名</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を確保すること (IX-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会作りを推進すること 施策目標 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 平成16年6月に、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)が成立し、公的年金制度について、 ① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用 の4つを柱とする制度改正が行われ、これにより、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところである。</p> <p>年金財政については、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、長期的な財政収支の見直しを計算し、給付水準の調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証(財政検証)を行うこととしている。(初回は平成16年の5年後にあたる平成21年までに実施) また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっており、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、経済団体等関係各方面より、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。</p> <p>※ マクロ経済スライド 少なくとも5年に1度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始し、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、年金額の伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組み。</p> <p>※ 社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととするのと(2)相手国の年金加入期間を遡算して年金が受けられるようにする協定。</p> <p>(有効性) 公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを実現したところである。 平成19年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。</p> <p>(効率性) 平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行され、円滑に実施されている。 平成19年度においては、3カ国との間で当局間協議を新規に開始し、また、2カ国との間で社会保障協定の署名をするなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 財政再計算との乖離状況(積立金)については、平成19年度の数値は集計中であるが、平成15～18年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。 公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。 このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。平成16年度から19年度においては、この道筋に沿って国庫負担の段階的引上げを実施したところであり、平成20年度の国庫負担割合を3分の1に40/1000を加えた割合(約37.3%)とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を平成20年通常国会に提出し、継続審査とされている。 平成16年年金制度改正において検討課題とされた公的年金の一元化とパート労働者への厚生年金の適用拡大については、平成19年4月13日に、まずは被用者年金(厚生年金と公務員等の共済年金)の一元化を実現するとともに、働き方が正社員に近いパート労働者への厚生年金の適用を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審査とされている。 国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったアイルランド、ハンガリー及びスウェーデンの3カ国との間で、それぞれ社会保障協定の締結に向けて、平成19年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望が強かったオランダ及びチェコの2カ国との間で、平成19年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。 施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。 なお、現在、「社会保障国民会議」において、中長期的な視点に立って、年金制度を含め社会保障制度のあるべき姿や、その中の政府の役割、負担の仕方などについて議論を行っているところである。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (○) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (□) 見直しを行わず引き続き実施 (△) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由)平成19年度においても、目標の達成に向け取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。 ※ 普及啓発等の事務経費については、印刷費等の削減により予算規模を前年度より縮小する。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 財政再計算との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成16年財政再計算結果の数値 以上/平成21年度まで毎年度) ・厚生年金 実績 財政再計算結果 ・国民年金 実績 財政再計算結果	[102.0%] 174.6 171.3 11.7 11.3	[102.4%] 171.1 167.5 11.7 11.0	[106.6%] 174.2 163.9 12.0 10.8	[108.1%] 173.6 160.8 11.7 10.6	[-%] 158.3 10.4
2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%) (平成16年財政再計算結果の数値 以下/平成21年度まで毎年度) 実績 財政再計算結果	[-%] — —	[-%] — —	[0%] 0.0 0.0	[0%] 0.0 0.0	[0%] 0.0 0.4
3 当局間協議新規開始国数(単位: 件) (1カ国以上/毎年度)	[200%] 2	[100%] 1	[0%] 0	[300%] 3	[300%] 3
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、年金局数理課調べによるものである。 「実績」は、財政再計算と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。なお、平成17年度以降については、年金積立金管理運用独立行政法人(年金資金運用基金)及び年金・健康保険福祉施設整備機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。 「財政再計算結果」は、平成16年財政再計算結果による。 財政再計算との乖離状況(積立金)は、財政再計算結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。 <p>※ 財政再計算</p> <p>平成16年年金制度改正前までは、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定するとともに、必要に応じ制度改正が行われ、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度行うこととされていた。</p> <p>なお、平成16年年金制度改正により新たに財政検証が導入され、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、少なくとも5年に一度「財政の現状及び見通し」を作成することとされた。</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ 平成16年財政再計算結果等 http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものである。 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。 なお、平成19年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととされている。 指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。 平成15年度 カナダ、オーストラリア 平成16年度 オランダ 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア 平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン <p>【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html</p>					

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)		

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部署名：年金局企業年金国民年金基金課・総務課

施策名	公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること (IX-1-2)	政策体系上の位置付け 基本目標 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくるを推進すること 施策目標 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
施策の概要	国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金などの私的年金は創設以来順調に規模を拡大し、企業年金などにカバーされる国民の割合も増加してきた。厚生年金基金は昭和41年の創設以来、平成7年度末には1,878基金が設立されるに至った。また、国民年金基金は、平成3年の制度開始以来、平成13年度末には加入者数が約79万人に達している。このような公的年金に上乗せされる年金制度の普及の背景には、掛金、給付に係る税制上の特例措置が大きな役割を果たしてきたと考えられる。 しかし、厳しい経済環境に伴う運用利回りの低下や、成熟度(受給者数/加入者数)の上昇等により、年金財政が悪化し、掛金の追加負担が困難となる基金が現れたこと、また、確定給付企業年金法の施行に伴い、基金の代行部分を国へ返上し、上乗せ部分のみで確定給付型の企業年金を継続すること(代行返上)が可能になったこと等により、平成13年度より代行返上、解散が進んだが、近年は単独型・連合型の代行返上及び解散がほぼ落ち着いたこともあり、減少に歯止めがかかっている。 一方、平成13年度及び平成14年度に導入された確定拠出年金及び確定給付企業年金は、平成24年3月末で廃止される税制適格退職年金からの移行等により、着実に普及しているところである。</p> <p>(有効性) 確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており(平成19年度末の確定給付企業年金の実施件数は前年度末の約1.6倍と大幅に増加。また、平成19年度末の確定拠出年金(企業型)の実施件数と確定拠出年金(個人型)の加入員数は、それぞれ前年度末の約1.2倍と約1.16倍に増加)、これには、厚生年金基金における代行返上の導入(確定給付企業年金への移行)や、税制上の優遇措置等が大きな役割を果たしていると考えられる。また、平成16年年金制度改正において、確定拠出年金の充実(拠出限度額の引上げ、中途引出し要件の緩和等)、企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)等の措置が講じられたことにより、各制度の利便性が高まったことも要因として挙げられる。 また、平成19年7月に、規約型確定給付企業年金におけるモデル規約例や事務処理マニュアルを提示したことは、制度設立時に必要となる規約の策定手続きの簡素化や、申請から認可・承認までの審査の手続きの合理化・簡素化を図り、事業主が円滑に確定給付企業年金を導入することにつながると考えられる。 平成20年度税制改正大綱を経て、企業年金の積立金に対する特別法人税の課税停止措置が3年間延長されたこと(平成22年度末まで)は、企業年金の健全な運営の確保及び普及の促進に資するものとなっている。</p> <p>(効率性) 加入者や事業主のニーズに応え得る様々なタイプの制度の選択肢が存在すること及び加入者や事業主の利便性を高めることは、公的年金に上乗せされる年金制度を普及させるための重要な条件である。 また、企業年金制度に係る税制上の優遇措置として、確定給付企業年金及び確定拠出年金については、掛金の損金算入、給付への公的年金等控除の適用等、厚生年金基金及び国民年金基金については、掛金への社会保険料控除の適用、給付への公的年金等控除の適用等が講じられており、老後の備えに対する民間の自主的な努力を側面から支援するものであり、効率的であるといえる。</p> <p>(総合的な評価) 確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており、これには、税制上の優遇措置や、事業主や加入者の利便性を高めるための制度改正等の措置が大きな役割を果たしており、「公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の適正な運営を図ること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。また、税制適格退職年金の平成24年3月末の廃止を控え、老後の所得保障の多様なニーズに応えるため、その役割はますます大きくなると考えられる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 目標達成に向け引き続き努力する。 </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	企業年金等の加入者数(単位:万人) (1400万人以上/平成23年度)	1,123	1,134	1,160	1,261	1,336
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成19年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
			「規制改革推進のための3カ年計画」(平成19年6月22日閣議決定) 「規制改革推進のための3カ年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：老健局介護保険課

施策名	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> <p style="text-align: right;">(IX-3-2)</p>	<p style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>
施策の概要	<p>高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 介護保険制度については、平成12年4月の施行から約8年が経過し、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円(平成12年度実績)から7.4兆円(平成20年度予算)に増加している。このため、制度の持続可能性を維持する観点から、真に必要なサービスに対して給付が行われるよう、給付の効率化・重点化を行ってきたところである。 他方、今後、高齢化が急速に進み、介護を要する状態である要介護者、社会的支援を要する状態である要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。 また、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p>(有効性) ・ 介護給付等費用適正化事業を実施する保険者数の割合については、平成19年度には99%の保険者が実施しており、介護給付の適正化の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率は、平成18年度と比較すると平成19年度は1.4p地域格差が拡大しているが、この理由としては、認定適正化専門員の技術的助言の効果を波及するための研修会開催による波及が必ずしも十分ではなかったことが考えられる。平成20年度においては研修会の開催を増加する等、効果を高めるための対応を検討している。 ・ 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合については、平成18年度の5.9%に比べ平成19年度は7.0%と増加傾向にあることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の更なる活用を図る必要はあるものの、必要な介護サービス量の確保の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 施設管理者研修、ユニットリーダー研修及び介護支援専門員研修の修了者は年々伸びており、介護サービスの質の向上の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数については、すべての都道府県及び指定都市において事業が行われており、認知症高齢者支援対策推進の効果を上げるために有効であったと考えられる。</p> <p>(効率性) ・ ユニットケア指導者養成研修については、ユニットリーダー研修の実施に必要な講師やコーディネーターを養成するために平成18年度から開始したものであるが、研修修了者の着実な増加により、研修体制を強化することができ、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。 ・ 介護サービス情報公表制度については、利用者がインターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手し、介護サービス事業者を選択できるように平成18年度から導入されたものであるが、介護サービス情報の公表事業所数は増加しており、介護サービスの質の向上等に向けた事業者の取組が進み、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。</p> <p>(総合的な評価) 介護給付の適正化、要介護認定の適正化、必要な介護サービス量の確保、介護サービスの質の確保及び認知症高齢者支援対策の推進により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることができた。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
 - ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - ⊙ 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
- (理由)
- ・ 有効性及び効率性が認められるため。
 - ・ なお、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」については、平成20年度において、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、未実施の都道府県及び市区町村に対しヒアリングを実施し、未実施理由等の実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援を行うものである。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)。ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)。						
1	各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	76 【 %】	79 【103.9%】	99 【125.3%】	99 【100%】
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	-	-	-	18.9 【-p】	20.3 【-1.4p】
3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】
4	施設管理者研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	208 【-%】	269 【129.3%】	294 【109.3%】	298 【101.4%】	463 【155.4%】
5	ユニットリーダー研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	189 【-%】	477 【252.4%】	639 【134.0%】	1,796 【281.1%】	2,908 【161.9%】
6	ユニットケア指導者養成研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	28 【-%】	30 【107.1%】
7	介護支援専門員実務研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	34,634 【117.4%】	37,781 【109.1%】	34,813 【92.1%】	28,391 【81.6%】	31,758 【111.9%】
8	介護支援専門員現任研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	313,684 【130.5%】	396,933 【126.5%】	489,609 【123.3%】	568,337 【116.1%】	集計中 【-%】
9	介護サービス情報の公表事業所数(単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】
10	認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(単位:都道府県・指定都市) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	62 【-%】	64 【103.2%】

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：大臣官房国際課

<p>施策名</p>	<p>二国間等の国際協力を推進すること</p> <p>(X-1-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること</p> <p>施策目標 1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国際社会に貢献するため、我が国の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する保健衛生・社会福祉・労働分野における人材育成事業等の協力を推進する。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、アジア通貨危機を乗り越えた後めざましい経済発展を遂げているものの、いまなお多く存在する貧困層や深刻な環境問題の発生など、開発の歪みが生じている。 保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助の拠りどころであるODA大綱及び国連ミレニアム開発目標のそれぞれにおいてその主要な目標のひとつに掲げられており、我が国は先進国として、これら政策分野でも我が国の経験を伝えていくことを通じて国際社会に貢献することを目指している。 とりわけASEAN諸国の社会経済の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な就業構造・人口構造・家族関係の変化をもたらしつつあり、アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、期待は高まっている。</p> <p>また、今後の一層の開発には、先進国のリードを離れた途上国の自立的で持続可能な発展、南南協力の推進による地域連帯に基づく発展が不可欠であり、そのためには国づくりの担い手となる優れた人材を育成・確保するための支援が効果的である。 具体的には経済・産業発展のために必要とされる技術者及び技能労働者をはじめ、人事労務担当者、職業訓練を行う指導員、健全な労使関係構築のための人材が非常に不足している現状にあり、開発途上国からも、我が国に対しこれら各種分野の技術、技能移転を通じた人材養成に係る国際協力の要請が強いことから、引き続き積極的かつ効果的な支援が求められているところである。</p> <p>(有効性) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における我が国の経験の共有は、東南アジアを中心とするアジア・太平洋地域各国の更なる発展に必要なインフラ整備や基幹人材の育成に資するものであり、有効なものであると考えている。</p> <p>(効率性) 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、また、各国のハイレベルの行政担当官が来日して現場を見ること等により、より効率的なプログラムとなっているものと評価している。</p> <p>(総合的な評価) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体を通じた国際的な技術協力事業、研究・分析事業を実施することで、効果的に国際社会に貢献することができると評価している。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) <input checked="" type="radio"/> 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由) 施策目標の達成に向け着実に実施しているところであり、現在の取り組みを続ける。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】

(調査名・資料出所、備考)
※本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	規制改革推進のための3ヵ年計画(改定)	平成20年3月25日閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置 ・受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置 ・送出国政府に対する適正化要請等 ・実務研修中の研修生に対する労働関係保冷の適用 ・「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の検討

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：厚生科学課

施策名	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	政策体系上の位置付け
	施策の概要	(X I - 1 - 1)
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	各国立試験研究機関において策定された機関評価の実施計画に従い、評価委員会を定期的に開催し、評価結果を公表することにより、機関評価の適正かつ効果的な実施を確保することを目的とする。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 研究開発評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき、各府省が具体的な指針を策定し実施することとされている。厚生労働省においては、大綱的指針に基づき「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「指針」という。)を定め、これに基づいて行うこととされており、国立試験研究機関を含む研究開発機関の評価についても、指針に基づき行うこととされているところである。 厚生労働省の科学研究開発においては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。このため、指針において、各研究開発機関は、機関活動全般を対象とする評価を定期的実施することとし、その評価は当該機関の設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から行うこととしている。 国立試験研究機関においては、この指針等に基づき、機関ごとにその機関運営と研究の実施・推進の両面を対象として、3年に1回を目安として定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会による機関評価を実施し、その結果を厚生科学審議会に提出するとともに、各機関のホームページ等により公表することとしている。 また、各機関において、評価結果を受け、改善を要する指摘事項に係る対処方針を策定し、厚生労働審議会に報告し必要な措置を講ずるとともに、これらについても各機関のホームページ等により公表することとしている。</p> <p>【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/j-04.pdf</p> <p>(有効性) 各機関における評価委員会の開催については、平成19年度は2機関であるが、平成14年度以降、すべての機関について、指針において開催の目安としている3年に1回と同程度の頻度で開催されている。委員は外部の専門家により構成され、客観性・中立性が保たれた中で、研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。)等の評価事項について評価されており、この結果を反映させることで機関運営の改善に資するものである。したがって、機関評価は有効に機能しているものと考えている。 評価結果の公表については、指針においてホームページ等により公表することとしている。ホームページによる公表については、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において有効であるが、平成19年度における実績はなく、直近5年間で2機関が1回ずつ行うにとどまっている。評価結果については、各機関の図書館等においても閲覧可能な状態となっており、機関評価の透明性は一定程度は確保されているものの、機関評価の透明性を更に高め、より適正な評価とするため、評価結果及び改善の状況のホームページによる公表を更に積極的に進めることが必要である。なお、平成20年度においては、3機関がホームページにより公表する予定としている。</p> <p>(効率性) 評価の実施については、評価の実施体制(概ね10名程度の当該機関に所属していない専門家により評価委員会を組織)や評価事項(一定のあらかじめ定められた事項の評価を原則としつつ、研究目的・目標に即して評価事項を選定)等に係るルールにのっとり実施していることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。また、評価委員会の開催は、指針において3年に1回を目安としているが、国立試験研究機関における研究はその期間が複数年にわたる研究が多いため、毎年評価を行った場合には、成果等が上がらない段階で次の評価を行うこととなることから、3年程度の間隔を置いて評価を行うことが効率的である。したがって、各機関の評価は、適切な頻度で効率的に行われているといえる。 評価結果の公表については、ホームページによる場合、各機関の図書館等における閲覧に比べ、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において効率的であるため、ホームページによる公表を積極的に進めることが必要である。</p> <p>(総合的な評価) 国立試験研究機関の機関評価については、手法及び頻度において適切であり、適正かつ効果的に実施されているものと評価できる。 また、各機関のホームページ等における評価結果やその後の改善状況等の公表については、適正な評価の実施確保のため重要であり、今後、より効果的・効率的で適切な公表等を積極的に進めていく必要がある。</p>	

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
 ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
 (理由)
 評価結果がその後の研究の重点化や実施体制の整備、国際協力の実施、倫理規程の整備等に反映され、研究開発の効果的な実施に寄与しているため

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	各機関における評価委員会の開催件数(単位:回) (3年間に1回以上/-)	0 【-%】	3 【-%】	0 【-%】	1 【-%】	2 【-%】
2	評価結果の公表を行った機関数(単位:機関) (-)	0 【-%】	0 【-%】	2 【-%】	0 【-%】	0 【-%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・指標1は、各機関(4機関)の評価委員会開催件数の計である。 備考:各年度終了後に各機関の実績を調査する。 ・指標2は、評価結果の公表を各機関のホームページにより行った機関数の合計である。 【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(厚生労働省ホームページ) http://mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/i-04.pdf						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	科学技術基本計画	平成13年3月30日	・「研究機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施の面から行う」 ・「評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用する」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：厚生科学課

施策名	政策体系上の位置付け																																														
	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること (X I - 2 - 1)	基本目標 X 1 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策目標 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること																																													
施策の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。																																														
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、先端医療の実現、及び健康安全の確保に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進に関する研究等を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。</p> <p>(有効性) 各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「指針」という。)に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等々を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。</p> <p>(効率性) 各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。</p> <p>(総合的な評価) 各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。上記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 施策目標の達成に向けて着実に進展しているため。 </div>																																														
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">H15</td> <td style="width: 15%;">H16</td> <td style="width: 15%;">H17</td> <td style="width: 15%;">H18</td> <td style="width: 15%;">H19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">研究評価委員会の開催件数 (単位：回)</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">64</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(一)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。</td> </tr> </table>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)								H15	H16	H17	H18	H19	1	研究評価委員会の開催件数 (単位：回)	54	57	62	59	64	(一)							(調査名・資料出所、備考)						・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。					
	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																														
	※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																														
			H15	H16	H17	H18	H19																																								
1	研究評価委員会の開催件数 (単位：回)	54	57	62	59	64																																									
(一)																																															
(調査名・資料出所、備考)																																															
・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。																																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																												
	科学技術基本計画	平成13年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す。 ・研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する。 ・研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化・・・を引き続き推進する。 																																												
	第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金及び間接経費の拡充。 																																												

